

秩父事件と戸長役場史料

丑木 幸男

一 文書館制度と民衆

わが国では公開を前提とする記録史料を保存する文書館制度の導入が遅かったことが指摘されている。⁽¹⁾近代化の過程で欧米諸国の諸制度をわが国は積極的に導入したが、文書館制度については例外であった。岩倉使節団が欧米の近代国家の諸装置を視察した中に当然文書館も含まれており、公開を前提とする文書保存機関について久米邦武は「米欧回覧実記」で報告している。また、三浦周行は「古文書館」⁽²⁾で、欧米の文書館制度を本格的に紹介しており、わが国でも文書館制度についての正確な知識は持っていた。青山英幸氏は「同時代史を対象としない官学アカデミズム国史学会と、官僚制における記録の非公開体制」とにより、文書館制度が導入されなかったと⁽³⁾わが国で文書館制度が発達しなかつた原因を、歴史研究方法の制約と民衆に立脚しない官僚制とに求めている。

近代的な文書館制度を最初に確立したフランスで、その契機になったフランス革命では民衆が記録史料を焼き捨てた⁽⁴⁾という。立川孝一氏は革命時に対立した社会層の構図を領主、中間層、民衆と把握し、フランス革命により領主を

中間層、民衆が打倒したが、民衆は領主の作成した記録史料を焼き捨てたのに対して、革命後に政權を掌握した少数派である中間層は、土地所有權をはじめとする獲得した政治的・経済的諸權利の正当性を証明する記録史料の保存と公開を要求し、文書館を設立したことを指摘した。文書館は政治力学のなかで支配層の利益を確保するために生み出されたことを明らかにしたのである。近代国家が国民を統合する装置として図書館・博物館を創設したのと同じく、文書館も近代国家の支配を強化する施設として創設されたのである。わが国では、図書館・博物館は国民統合に有益であるといち早く導入したのに対して、文書館の導入は拒否したのである。

その要因の解明に、民衆の記録史料に対する認識を検討する必要がある。フランスでは民衆が記録史料を焼き捨てたのに対して、新たな支配層となった中間層が記録史料を保存したというが、わが国でも民衆が記録史料を焼き捨てることが、世直し一揆、地租改正反対一揆などで行われている。しかし、記録史料を保存する動向は出てこなかったことに、フランスとわが国の近代化の相違があるのであるか。わが国の近代化の特質を解明する一つの切り口になるように思う。

本稿では民権運動期の最大の激化事件と評価される秩父事件を事例として、民衆の記録史料に対する認識を検討し、わが国で文書館制度が発達しなかった原因の一端を考えてみたい。同時に文書館で保存する記録史料の性格を検討することにもなる。

二 記録史料を焼き捨てる

1 秩父事件の概要

最初に秩父事件の概要を示しておく。

秩父事件は一八八四年(明治一七)、埼玉県秩父郡の農民が負債返済延期、高利貸説諭、租税減免請願を繰り返し、困民党を結成し、自由党に世直しを期待するようになった。一〇月に借金一〇年据え置き、四〇年賦返済などを県、内務省へ要求したが、受け入れられず、一〇月三〇日、秩父郡風布村で武装蜂起し、十一月一日、下吉田村の椋神社に結集し、小鹿野町に侵入して高利貸しを焼き打ちし、さらに二日に大宮郷に侵入して秩父郡役所を占拠した。一人近くの農民が結集したという。三日、四日に警官、憲兵、陸軍が鎮庄に乗り出し、要所に配備され、四日に幹部は本部を逃れ、五日に群馬県多野郡、七日に長野県佐久郡に入り、九日、同郡東馬流で高崎鎮台兵に攻撃されて敗走し、一〇日間におよぶ武装蜂起は解体した。

なお、埼玉県では一八八四年七月に連合戸長役場を再編成しており、秩父郡では次のとおり八四町村が二七の連合戸長役場に所属した。⁽⁵⁾

大宮郷(大宮郷)

横瀬村(横瀬村・芦ヶ久保村)

山田村(山田村・栃谷村・定峯村)

大野原村(大野原村・黒谷村)

寺尾村 (寺尾村・蒔田村・田村郷)

太田村 (太田村・小柱村・堀切村・伊古田村・品沢村)

長留村 (長留村・般若村)

上影森村 (上影森村・下影森村・浦山村・別所村)

上田野村 (上田野村・久那村)

上名栗村 (上名栗村・下名栗村・南川村)

坂石村 (坂石村・坂元村・南村・北川村・高山村・坂石町分)

御堂村 (御堂村・柵平村・大野村・安戸村・奥沢村)

皆谷村 (皆谷村・大内沢村・坂本村・白石村)

皆野村 (皆野村・三沢村)

井戸村 (井戸村・下田野村・岩田村・風布村・金尾村)

野上下郷 (野上下郷・矢那瀬村・本野上村・中野上村)

金崎村 (金崎村・藤谷淵村・大淵村)

金沢村 (金沢村・矢納村・下日野沢村)

久長村 (久長村・野巻村・上日野沢村・阿熊村)

下吉田村 (下吉田村)

石間村 (石間村・太田部村)

上吉田村 (上吉田村・藤倉村・日尾村)

飯田村（飯田村・三山村・河原沢村）

小鹿野町（小鹿野町・下小鹿野村・伊豆沢村）

薄村（薄村・小森村）

白久村（白久村・日野村・小野原村・贅川村）

大滝村（大滝村・中津川村・三峯村）

2 武装蜂起以前の方針

武装蜂起以前に高利貸しの家をこわし、「借入金証書等ヲ奪取り焼棄」ててしまえば貧者を助けることができると参加者が提案しており、当初から個人間の契約書類である借入金証文を焼き捨てることを蜂起の目的としていた。

（一八八四年一〇月一〇日）高岸善吉大野福次郎犬木^治自作自分初メ秩父郡内ノ村々百二三拾人許小鹿野町ノ上方岩殿澤へ集会シイヨク情願スベキ事ニ議決シタル…上日野沢村平民竹内吉五郎ナルモノ自分宅ニ来リ…寧口無情ノ債主ノ家ヲ毀シ借入金証書等ヲ奪取り焼棄候ハ、富者ヲ倒シ貧者ヲ助クルノ途相立ツッヘ（キ）ニ付賛成シテハ如何トノ相談ヲ受ケタルニヨリ同胞人民ヲ救フニハ至極良キ策ト感心仕リ無異議同意イタシタリ…（村竹茂市訊問調査、「秩父事件史料集成」第二巻、五〇四頁、以下二一五〇四と表示）

次の裁判言渡書にも同様に借入金証書を焼き捨て、窮民を救うことを蜂起の目的としたとある（二一五〇七）。

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡上日ノ澤村二十九番地平民農

村竹 茂市

四十五年一ヶ月

…十月二十六日竹内吉五郎(通)ヨリ年賦返済ノ願意ハ到底達シ得ラレサレバ各債主ノ家ヲ毀壞シ借用証書ハ燒棄シ以テ窮民ヲ救フ為メ暴拳ニ及フヘキノ旨ヲ通報ヲ得直チニ之レニ同意シ…乙ノ字ヲ書シタル小旗ヲ受ケ五十余名ノ部下ヲ指揮シ…輕懲役七年六月二処ス…

明治十八年一月十九日

於浦和重罪裁判所

裁判長判事 嶋田 正章 (略)

高利貸を襲撃し、借用証書を焼き捨てる目的は「証書類ハ悉皆燒棄シ法衙ニ訴フルノ証拠物ヲ尽滅」すると、高利貸しから借金をした証書を滅失させて、借返済を要求する法的根拠を滅失させることであつた。

〔一八八四年一〇月二二日〕本年十月十二日下吉田村坂本惣作来リ同導(通)下吉田村井上傳三方ニ至ル…曾テ協議ヲ遂ケタル通り十ヶ年据置キ四十ヶ年賦延期ヲ債主ヘ迫リタレ斥整ハサルヨリ大官郷警察署ヘ債主ヘ御説諭相成度旨再度願出タレ斥是又採用無之ニ付此上ハ無是非次第ニ付我々一命ヲ抛テ腕力ニ訴ヘ高利貸ノ家屋ヲ破壊又ハ燒毀シ証書類ハ悉皆燒棄シ法衙ニ訴フルノ証拠物ヲ尽滅スルコト決定シタリ(田代栄助第一回訊問調書、一—三四)

新聞報道でも一〇月一二日の困民党幹部の相談で、高利貸し所有の借用証書を焼き捨てることを決定したという。

十月十二日に下吉田村の井上傳三が家に集会せしハ田代栄助、加藤織平、井上善作、落合虎一(寛)、新井周三郎、

高峯善吉、坂本惣作、小柏常二郎、門平惣平の九名にて：十ヶ年据置四十ヶ年賦延期の事を各債主に迫りしかども到底整ふべくもあらず依て大宮警察署へ債主に説諭の義を再応願出てたれども取上られず此上ハ是非もなし予て銘々覚悟の通り腕力を以て憎むべき高利貸原の家に押寄せ家屋を毀ち又ハ焼払ひ証書類を悉皆燬燼し他日訴を起すに由なからしめんと思ふなり各々にも定めて異論ハあらざるべしといふに一同も固よりその覚悟なり如何で異議を容るべきやとて暴挙に及ぶの義茲に一決したり（東京日々新聞）一月二四日号、六一五二二）

加藤織平は一〇月二五日に、田代栄助と相談して貸金証書を焼き捨てる事が蜂起の目的であることを確認した。十月二十五日田代栄助ナル者来り申スニハ既ニ願出スルモ採用ナキ上ハ暴行ヲ以テ貸金ノ証書ヲ焼棄ツルヨリ他ナシ：

問 汝ハ大宮郷ニ於テ如何ナル所為ヲナシタルヤ

答 田代栄介ノ命ニ依リ大宮郷金貸渡世井井上政吉方へ参リ：貸金証書ヲ返戻致ス旨ヲ以テ証書數十通差出候ニ

付自分カ受取其場立去り同所妙見ノ森ニ於テ該証書ハ悉皆田代へ渡シタリ：田代カ直ニ焼捨タル次第二御座候

：自分ガ暴徒ニ同盟セシ精神ハ全ク高利貸ヲ倒スノ一念ニテ他意ハ少シモ無御座候（加藤織平訊問調書、二二—

四一（一四五）

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡石間村十八番地平民農

加藤 織平

三十六年二月

：己レ先ツ其貸金凡ソ百五拾円ヲ抛棄シ木下丑松外四名ニ証書ヲ返却シ：栄助（三）於テ高利貸営業者ニ対シテ

ハ貸金ノ半額ヲ抛棄シ余ハ年賦ニ庄服セシメ之ヲ承諾セサ升ハ直ニ家屋ヲ破壊シ証書ヲ掠奪シ其最モ苛酷ニシテ人家稠密セサル者ハ之ヲ焼毀スヘキ發議アルモ敢テ異議ヲ唱ヘス…小鹿野分署ニ侵入シ器具ヲ破毀シ文書ヲ燒棄シ…高利貸營業者井上四郎次ノ潜伏スルヲ捕ヘ…所持スル金品及貸金証書八十二通ヲ奪取セシメ…稻葉貞助代理岩田東右エ門柴岡熊吉ニ頼リ金四百五拾円及ヒ貸金証書若干ヲ出シ和解センコトヲ需ムルニ依リ被告之ヲ諾シタルモ…榮助其宅ニ至リ金員証書ヲ投還シ家屋ヲ悉シテ破壊スルニ至ル…之ヲ法律ニ照スニ多衆ヲ囂聚シテ暴動ヲ起シ己レ首領ト爲リ衆ヲ督シ進行ノ途次其部下ニ於テ民家ヲ燒毀スルヲ知テ制止セサルノ所爲ハ刑法第三百二十七條兇徒多衆ヲ囂聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動爲シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ処ス…依テ第三百三十八條第二項ニ照シ被告加藤織平ヲ死刑ニ処ス…

明治十八年二月十九日

於浦和重罪裁判所

裁判長判事 嶋田 正章(略)(二一—四九—一五二)

しかし、坂本宗作の裁判言渡書によると、個人の借用証文だけではなく公的な戸長役場史料も焼き捨てる対象にしたという。

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡下吉田村四十五番地寄留

同郡上吉田村三十三番地平民鍛冶職

坂本 宗作

廿九年六ヶ月

十月十二日井上傳^(三)ニ於テ：衆力ヲ以テ戸長役場ノ公証割印簿債主ノ証書等ヲ奪掠スルヲ談判シ：上吉田村ニ至リ戸長役場ニ乱入シ公証割印簿十五冊ヲ燒毀シ：日尾村ニ到リ関口清三郎ノ家宅ヲ破壊シ財物証券等ヲ燒毀シ：下小鹿野村ヲ經ルノ際同村高橋金平方へ乱入シ証書六十五通ヲ燒毀シ：之ヲ法律ニ照スニ強盜人ヲ傷ヒタルノ所為ハ各刑法第三百八十條^(三)ニ該當シ兇徒嘯聚ノ所為ハ首魁ナルヲ以テ全第三百三十七條兇徒多衆ヲ嘯聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ヲ強逼シ又(ハ)村市ヲ騷擾シ其他暴動為シタル者首魁：被告坂本宗作ヲ死刑ニ処ス：

明治十八年五月十八日

才判長判事 小林 義夫(略) (二一三六五、三六七)

次の困民党盟約には第三条に「村々戸長役場へ乱入シ奥印帳簿并ニ諸書消滅為致候事」とあり、明確に戸長役場を襲撃対象とし、戸長が奥印した土地売買、質入書入、金銭貸借の内容を記載した奥印帳をはじめとする帳簿類を消滅させることを目的に掲げた。奥印帳を焼き捨てることより金銭貸借等の事実を立証することは、当事者の契約書以外にはできなくなり、金融業者の所持する貸金証書をあわせて焼き捨てることにより、証拠書類を滅失し、借金の契約事実を抹殺できることになる。そのために金融業者と戸長役場が襲撃の対象になったのである。

困民党盟約

記

第一条 困窮人ヲ救ハント号シ本月二十八日頃人民ヲ群集為致候事

第二条 金貸ヘ掛合示談不及時ハ合衆ヲ以而打破リ主タル者ヲ殺害致候事

第三条 村々戸長役場へ乱入シ奥印帳簿并ニ諸書消滅為致候事

第四条 該件長本人タル者捕縛相成拘留之節合葉破烈ヲ以テ警察ヲ破潰シ破監之上拘留人ヲ救出ス事

第五条 国税ヲ除クノ外諸税并学校願潰シ強訴之事

右之条々ヲ胸ニ取極メ候ニ付当時合葉製造中之処ニ有之候間此段御報知申上候 (大野福次郎第三回訊問調査、一—三四九)

三四九

同趣旨の暴徒約定書が新聞に報道されている。

上欄外朱書
「暴徒約定書」

第一困窮人ヲ救フ事、第二金貸掛合示談整ハサル片ハ合葉ヲ以テ打破リ本人ヲ殺害スヘキ事、第三各村戸長役場

へ乱入シ奥印帳簿并諸書類消滅致スヘキ事、第四該件張本人タル者捕縛相成拘留ノ節ハ合葉ヲ以テ警察署ヲ打破

リ破檻ノ上拘留人ヲ援ヒ出ス事、第五国税ヲ除クノ外諸税并学校費ノ廃止ヲ強訴スル事 (「秩父暴動雜録」、六一—

八三)

しかし、訊問された大野福次郎はこの盟約については「覚ヘナシ」と回答しており(一一三四六)、実際に作成されたものであるかどうかは疑問があるが、事件のその後の経過をみると、高利貸し、戸長役場を襲撃して証書類を焼き捨てることを蜂起の目的としたことは事実である。

3 個人史料を焼き捨てる

秩父事件で最初に襲撃したのは金崎村(現皆野町)の金融機関永保社であり、金品を強奪するとともに個人史料である証書、地券類を焼き捨てた。

〔一八八四年一〇月三一日〕夜半新井周三郎ヲ初メトシ上日野沢ノ村竹茂一等ハ約四十人ヲ卒ヒ金崎村ノ金貸營業永保社ニ闖入シ社員ヲ傷ケ金品ヲ強奪セシ巨多ノ証書類ヲ燒棄シ尚ホ同社長ノ山田某及ヒ戸長山田某方典鋪平某方ハ押入金品ヲ掠奪シ甚シキハ平某カ弟某ヲ拘引シテ日野沢ニ走レリ〔秩父暴動実記〕、六一一三

大将分とも覺しき者が家宅を搜索すべしと命令を下だし暴徒は諸方を搜がし用筆筒の引き出しより金三百五六十円を見出して大将立会の上之を奪ひ其れより火をつけろくと云ふ声のするより山田氏〔永保社社長―引用者注〕ハ大に心配して居ると頻りに火の燃ゆる音せしが頓て十分間許にて去りし跡にて見れば全く地券証を燒き棄てしなりと〔朝野新聞〕一二月七日号、六一二四七

去月三十一日暴民風布村に集合し夫より金崎村に出で同村の金貸渡世某氏の宅を破壊し証書類を燒き捨て直に下吉田村に赴き：同村金満家須藤某井上某（土人之を恵比寿大尽と字せるよし）等の家を打壊はし又ハ処々に放火し証文も前の通り燒き捨て：小鹿野村に赴き同地の金満家五六軒に放火し又は破壊し証書類を燒き棄て進んで大宮駅に向ハんず有様なりし：同町高利貸の評ある金貸の家四軒に放火したり：取出したる証文と共に燒棄て〔時事新報〕一二月八日号、六一四三九・四四〇

風布村の暴徒ハ先づ同地の金貸会社の永宝社へ乱入して地券証文地価一万円を奪ひ取り〔東京日々新聞〕一二月二日号、六一四九七

埼玉県下暴民鎮圧之為メ憲兵隊派遣之儀上申

埼玉県下秩父郡風布村辺ニ暴民蜂起同郡金崎村戸長役場及民家ニ乱入証書地券等ヲ焚キ又ハ裁判所郡役所等ヲ襲撃破壊シ人数増加ハリ目下凡ソ千五百人斗嘯集（略）

明治十七年十一月二日

陸軍卿 西郷従道

左大臣 熾仁親王殿 (明治十七年「公文録 陸軍省十一月全」、四一九)

永保社を襲撃した目的は家屋を破壊し、証書類を焼き捨てること为目的であつたと参加者は供述した。

問 十月三十一日夜金崎村永保社ニ乱入シテ金円ヲ掠奪シ及証書類ヲ焼棄シタルハ汝ノ所為ナル旨柳原正男ノ陳述アリ 果シテ然ルカ

答 然リ 永保社ニ乱入シタルハ自分等ノ所為ニ相違ナシ

問 然ラハ其際総テノ指揮ヲ為セシヤ

答 右ハ十月三十一日阿熊村門平惣平方ノ隣家ニ於テ柴崎熊吉ノ指揮ニ依リ (上) 日野澤村^(村) 竹茂市等三十余名 前書永保社ニ押出シ候節自分モ同行シタルニ付自分カ総テ指揮ヲ為シ金円ヲ掠奪シ及ヒ証書類ヲ焼棄セシニハ 無之

問 汝ハ彼等ト俱々永保社ニ立越シタルハ如何ナル目的ナルヤ

答 家屋ヲ破壊シ証書類ヲ焼棄スル目的ナリ (新井周三郎訊問書、一一八三六)

負債の義務を免かれんが為め商家に乱入し証書類を焼き金穀を奪ふを事とし (絵入朝野新聞) 一一月六日号、六一五三八)

永保社で帳簿を焼き捨てた行為は、兇徒囂聚に附和随行した罪で罰金刑の処罰を受けた。

裁判言渡書

埼玉県武蔵国男衾郡秋山村十三番地平民農

金子 艶吉

二十年四月

…金崎村永保社へ押入り帳簿類ヲ焼毀シ…其所為ハ刑法第三百二十七条兇徒多衆ヲ嘯聚シ云々附和隨行シタルモノ
…被告ヲ罰金十八円ニ処ス…

明治十八年一月九日 於浦和輕罪裁判所熊谷支庁検事補井上昂立会宣告ス

判事補 高木 昆要 職印 (略) (二一九五三)

4 戸長役場史料を焼き捨てる

さらに一〇月三十一日に金崎村戸長役場を襲撃し、奥印帳などの帳簿類を焼き捨てた。

金崎村ハ三十一日夜下日野沢村ヨリ數十人押来リ役場ノ帳簿ヲ焼キ財物ヲ劫掠セリ〔秩父暴動実記〕六一三六

午後十時同郡金崎村戸長役場及ヒ民家ニ乱入シ証書地券等ヲ焼キ金品ヲ奪ヒ人ニ傷ツケタリ〔秩父暴動略記〕六

一一四一

埼玉県下秩父郡風布村にてハ去る三十一日貧民蜂起して午後十時同郡金崎村なる戸長役場及び民家に乱入し証書地券等を焼き金品を奪ひ人を傷けたれば其の筋にてハ直に逮捕に着手され〔自由新聞〕一月五日号、六一二九八

明確に金融業者の貸金証書と戸長役場の公証割印簿を焼き捨て、借金を無済にすることが目的であったと参加者は証言している。

問 借金党ノ兇器ヲ以テ集合スルハ如何ノ目的ナリシヤ

答 多人数集合シ戸長役場ノ公証割印簿及ヒ金貸方ノ証書ヲ焼棄ル目的デアリマシタ

問 汝ハ金貸方或ハ戸長役場ヘ乱入シ証書或ハ公証割印長簿(帳)ヲ焼棄タルヤ

答 未タ乱入致サ、ル内ニ捕セラレタリ(新井谷五郎訊問調査、一一二八七)

問 自由党及ヒ借金党ニ集合スル主赴^(趣)ノケ条ヲ申立ヨ

答 自由党ハ学校ヲ廢シ又租税ヲ減スルニハ多人数暴挙シ県庁郡役所及ヒ警察署ヲ打毀スノ目的ニテ借金党ハ戸長役場ノ公証簿及ヒ金貸方ノ証書ヲ燒棄テ無済ニスル目的ナリ

問 汝ハ何ノ戸長役場カ金貸方ヘ乱入セシヤ

答 未タ乱入セサル内ニ捕ハレタリ (新井福太郎訊問調査、一—二九〇)

問 多人数兇器ヲ携サセ集合スルハ如何ナル目的ナルヤ

答 多人数兇器ヲ携サセ同郡日ノ澤村山中ヘ集合シ戸長役場及ヒ金貸方ヘ押寄セ公証割印簿或ハ証書等ヲ燒棄各自ノ借金ヲ無済トスル目的ナリ (大野福次郎第一回訊問調査、一—三四二—三四三)

問 目的ハ如何

答 戸長役場及ヒ金貸^(シ)セ方ヘ多人数ニテ兇器 (ヲ携) へ押寄セ公証割印簿或ハ証書等ヲ燒棄ル目的ナリ (坂本宇太

郎訊問調査、一—三六〇)

問 目的ハ如何

答 戸長役場及ヒ金貸方ヘ多人数兇器ヲ携エ乱入シ公判割印簿^(証)或ハ証書等ヲ燒棄借金ヲ無済ニスル目的ナリ (中

川彦七訊問調査、一—三七八—三七九)

問 目的ハ如何

答 戸長役場又ハ金貸方ヘ多人数兇器ヲ携ヘ押寄 (七) 公証割印簿ヲ燒キ捨テ金貸方ノ証書ヲ強談ニテ取戻シ無済ニスルノ目的ナリ (大森孫次郎訊問調査、二—九二—)

問 汝カ今般ノ暴動ニ与シ (タルハ) 高利貸又ハ官ノ為メニシタルヤ 又ハ己レカ借入金ヲ返サザル精神ヨリ打

毀シヲ為シタル訳カ

答 自分共カ借金ヲ返サ、ル様高利貸ヲ打毀シ証書ヲ燒毀シタラハ衆人ノ救助ニモナランカト浅ハカノ心得ヨリ
斯ク暴動ヲ為シタル段今更恐入申候 (河野武七第五回訊問書、二―四八三)

金崎村戸長役場から証書・地券・帳簿類を炬で燃やしたり、外へ持ち出してマッチで火を付けて焼き捨てた。

問 金崎村ニ着シテ如何セシヤ

答 ……自分モ兩戸等ヲ破リ夫ミ苗吉ノ指揮ニ從ヒ居候処其内家内ノ搜索ニ掛リ諸張面其他証書ヲ取出シ燒毀セヨ

ト苗吉高岸善吉柳原政雄等カ頻ト帳面証書等ヲ燒捨ヨト抜刀ヲ携ヘ奔走致シ其指揮ニ応セサルモノハ斬ニ処ス

ト大声ヲ發スルヤ否傍觀セシモノ等モ其勢ニ恐レ自分始メ式拾人程帳面其他書類運搬ニ從事罷在候処早ク該帳

面等ニ火ヲ掛ケヨト自分ニ指揮セシモノハ大野苗吉ナリ 高岸柳原モ同様發声シ自分初メ外七八名ニテ火ヲ掛

ケ燒毀シタリ：

問 大野苗吉モ書類ニ火ヲ放チシヤ

答 苗吉モ火ヲ掛ケマシタ

問 苗吉ノ火ヲ掛ケシハ帳面ナルヤ 將タ証書ノ類ナルヤ

答 苗吉ハ炬ノ中ニテ証書類ヲ燒キタルヲ見受ケタリ

問 地券証モ同様燒キタルヤ

答 苗吉ノ燒キタル中ニ何ニ程カ地券証アル様見受ケタリ

問 汝ノ燒毀セシハ帳面ノミカ 將タ地券証及書類モアルヤ

答 自分ノ燒毀セシハ帳面ノミナリ

問 幾冊程焼キタルヤ 将タ表紙ニ何ント記載アルヤ

答 五六冊ナリ 自分ハ無学ニシテ姓名ヲ記載スル位ニテ読知スルコト不能 表紙ニハ太ク記載シアルニハ相違ナ

シ 簿名ヲ知ルニ途ナシ

問 汝カ火ヲ掛ケシ時摺付木ヲ以テシタルヤ 将タ火打カ

答 摺付木ナリ

問 摺付木ヲ所持スルトハ如何

答 大野苗吉カ摺付木ヲ以テ此帳面ニ火ヲ掛ケヨト相渡シタリ

問 何レノ場所ニ於テ帳面ヲ焼キタルヤ

答 永宝社庭ニテ焼キタリ

問 帳面ニ火ヲ掛ケテモ全焼セサル筈 如何

答 藁ヲ炊キ其中ニテ焼キタリ

問 汝ノ実父金八拾円借り受ケ永宝社ニ差入ラル証書ハ取出シタルヤ

答 見当ラス 焼キ捨タルモノト考 (金子艶吉第五回訊問調書、二一九四九・九五〇)

周辺の豪農商は不穩状況を知つて一〇月三十一日以前に「諸帳面及証書類」を片づけ、番人を雇い入れて警戒して

た。
近傍の村民ハ各警戒を加へ豪農商杯は皆夫れく手配を為して諸帳面及証書類ハ悉く之を片付け且番人杯を雇入
て日夜警戒せし処三十一日の夜十時頃に数百人の暴徒ハ金崎村へ押し入り永保社と云ふ貸金会社を取囲み数十人
の暴徒ハ門戸を打ち破りて乱入せしかバ八九人の番人ハ逃出せしが一人は暴徒の爲めに捕縛されたり〔朝野新聞〕

一月七日号、六一二四七、同様の記事が「絵入朝野新聞」一月八日号にある、六一五四三。

一月一日には下吉田村（現吉田村）戸長役場を襲撃した。

下吉田村では襲撃された後、戸長が村民を呼んで書類、物品を整理した。

〔下吉田村〕戸長氏ハ、筆生ニ命シテ、近傍ナル耕地惣代人、新井幸七、井上源作、坂上政次郎、郵便局坂本政八郎、平民井上吟蔵等ヲ喚寄シメ、衙内^{ヤクバ}ノ書類、其他必用ノ器械等ヲ採収^{トリカタツケ}シメ、而シテ巡査ノ負傷ヲ扶擁^{カイホウ}セシメ、村内各耕地へ、非常ノ暴動ニ依リ、警官方出張シ防禦セラル、ニ付、人夫ヲ出シ、之ニ助勢スベキ旨ヲ、使吏^{コツカヒ}ヲシテ急ニ報ゼシム（「秩父暴動雜録」六一九八）

次いで上吉田村戸長役場、日尾村（現小鹿野町）の戸長役場と金融業者を襲撃し、奥印帳を焼き捨てた。日尾村は上吉田村連合戸長役場に所属したが、日尾村分の書類は所有していたのである。

上吉田村ハ一日夕方下吉田ヨリ数百人ノ暴徒役場ニ乱入公証簿ヲ焼キ銃器刀劍ヲ奪ヒ人夫ヲ随伴シテ夜半小鹿野ニ向ヒ進行シ（「秩父暴動実記」六一三七）

上吉田村江押寄ル該村戸長役場ノ奥印帳ヲ焼滅シ亦日尾村聯合同役場奥印帳焼（「実説秩父郡記」六一三三）

告発書

秩父郡上吉田村

柳原政夫^{（正男）}

右本年十一月一日午後十一時頃警部ノ帽ヲ冠リ巡査用（ノ）血刀ヲ持テ袴ヲ穿テ抜刀及鉄砲ヲ携ヘタル者十二人ヲ卒^{（畢）}ヒ同村戸長役場ニ来タリ戸長之不在ヲ問フニ不在ヲ答ヒタル所鉄砲又ハ劍戟ヲ借り受ケ度ニ付至急人夫

ヲ差出スヘシト強求シ且質入書入割印帳其他ノ書類ヲ強取シ役場前ニ於テ焼却シタル由探知候ニ付此段及告発候也

十七年十二月二日

埼玉県警部 島田 郁太郎(略)(二一八二九)

問 汝カ暴徒ニ与シ暴行ヲ為シタル手続有体申述ヨ

答 自分カ暴徒方へ出タルハ本年十一月二日午前五時頃ニモ候ハン(日尾…引用者注)村役場ヨリ暴徒等上吉田ノ塚越辺迄押寄セタルニ付役場へ詰ロトノ沙汰有之 依テ役場所在ノ和田耕地へ罷越シ旧戸長関口俊平方へ立寄タル処俊平ヨリ最早役場ニテハ諸帳簿モ焼カレタルハ役場へハ參ルニ及ハス 已ニ暴徒ハ背戸ノ関口清三郎方へ来リ暴行致居ルトノ咄ニ付直ニ清三郎方へ到リタルニ全家ノ戸障子等表ノ方へ持出シ火ヲ付ケ尚ホ土蔵ヲ開カント鍵ヲ以テヒネリ回スモ戸前開カストテ打毀サント斧ヲ持チ来リタル処俊平其場へ出テ戸前ヲ開キ遣ハセシニ暴徒等土蔵へ乱入時計及蘭袋等ヲ持出シ時計ヲ打毀シ蘭ヲ焼払ヒ暴徒等一全角々耕地へ向ヒ押出候…(強矢徳次郎第一回訊問 調書、一八七三)

問 其方ハ今般秩父郡地方ニ於テ暴民等ニ加入シタル手続詳ラカニ申立ヨ

答 …十一月一日夜二時頃暴徒二百名許突然(日尾村…引用者注)戸長役場へ乱入自分ハ兼テ用心ノタメ役場ニ宿直致居候処暴徒ノ中見知ラサル者自分ニ向ヒ人足ヲ沢山差出スヘクト申シ何レモ抜劍ヲ携へ切ルノ焼クノト暴威ヲ以テ強迫致候ニ付無余議^(通)一命ニハ替ヘ難クト存シ聯合村日尾村ノ加藤富作和田磯吉加藤嘉造強矢十郎柳原慶三郎高田吉松藤倉村ノ根岸倉三郎ヲ呼集メ暴徒カ請求ノ旨ヲ述ヘ斯クノ如ク強迫セラル、カラハ寧口人足ヲ差出候方可然旨ヲ申伝ヘ此ノ者等ヨリ又伝達シテ村中何レモ小鹿野町マテ罷越候…役場へ乱入ノ節公証割印帳

ヲ差出タサセ即時焼キ棄テラレ候 夫レヨリ自分ハ役場ニ詰メ切り居候ヘトモ自分カ社長タル全村ノ日尾盟社
ノ生糸ヲ横浜同伸社ヘ売り込ミ…(関口俊平訊問調書、一―八九〇、八九二)

日尾村ハ一日夜半百五六十人上吉田ヨリ押来リ民家ヲ破リ貸金証書及ヒ物品ヲ奪ヒ役場ノ公証簿ヲ焼キ二日朝小
鹿野町ニ進行(「秩父暴動実記」六一―三七)

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡石間村

串田 森蔵

六十一年一ヶ月(略)

右同郡上吉田村式百八番地平民農

井嶋 染吉

生月不明 三十一年(略)

…染吉ハ日尾村関口清三郎宅ヘ侵入ノ際重立チタルモノ、指揮ニ従ヒ衣類ヲ家宅外ニ持出シ且箱類ヲ毀チタル而
已ナラス書類ヲ持出シテ之ヲ焼毀シ…染吉ヲ四円ニ…処ス

検事補村井一英立会宣告ス

明治十七年十二月十五日

於大官治安裁判所浦和輕罪裁判所熊谷支庁

判事補 岡本 徹治 職印 (略)(二一―八二)

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡上吉田村七十七番地平民農

水野 登作

三十年十一月(略)

同〔埼玉県武蔵国秩父郡中嶋〕村百十三番地平民農

勅使河原辰三郎

四十年十一月(略)

；辰三郎ハ日尾村関口清三郎宅へ乱入証書類ヲ烧毁ノ際蚕ノ篋ヲ持運ヒ川原ニ於テ之ヲ烧毁シ；其所為ハ刑法第百三十七条兇徒多衆ヲ嘯聚シテ云々附和随シタル者；辰三郎ヲ罰金四円ニ処ス

検事補高橋良策^送立会宣告ス

明治十七年十二月十一日

於大宮治安裁判所浦和軽罪裁判所熊谷支庁

判事補 岡本 徹治〔職印〕(略)(二一八二四)

上吉田村では戸長役場を襲撃して公証割印簿を焼き捨て、日尾村では聯合戸長役場で戸長に公証割印簿を提出させて焼き、また人足を提供させるとともに、金融業者の関口清三郎家を襲撃し、貸金証書類を焼き捨てた。

さらに十一月一日に小鹿野町に入り警察分署・戸長役場と金融業者を襲撃した。

此夜下吉田ノ暴徒ハ小鹿野町ニ侵入シ衆ヲ集メ財ヲ募ル等ハ下吉田ヨリ一層甚シ傍ラ高利貸ノ家宅数軒ヲ毀チ又ハ火ヲ放チ同時ニ警察分署ノ文書ヲ焼き器物ヲ破ル等終夜騒然タリ〔秩父暴動始末覚書草稿〕、六一七三)

小鹿野町ハ一日夜半三方ヨリ六七百人押来リ警察署ニ獵銃ヲ打掛ケツ、乱入障壁及ヒ器具ヲ破壊シ書類ヲ焼き次

テ役場ヲ襲ヒ商売ノ家財ヲ掠メ貸金營業ノ家屋ヲ燒燬シ二日ノ朝下小鹿野ニ去リシ〔秩父暴動実記〕六一三七

小鹿野侵入…大隊長森藏以下ノ多数ハ先ツ警察分署ニ乱入牆壁器具ヲ毀テ書類ヲ燒キ次テ高利貸中田賢三郎宅ヲ燒ク〔秩父暴動実記〕六一一九

夜十一時頃下小鹿野村ノ方ヨリ関ノ声ヲ揚ケ暴徒約三百人百余ノ獵銃ヲ一斉ニ發砲シツミ小鹿野町ニ侵入先ツ警察分署ニ乱入シテ器物ヲ破リ書類ヲ燒ク…小鹿野分署ハ家根牆壁畧建具時計本箱其他雜具ヲ破毀セラレ損失価額ハ五拾六円四拾錢余此外簿類ノ燒失等ニ係ル者十三冊ナリ〔秩父暴動実記〕六一二一・二二

下小鹿〔野〕村ニ赴ク凶徒ハ、同村平民多比良喜十郎ノ宅ヲ燒却ス。此者ハ平素高利金貸ヲ為ス者ナルガ故ナリ。〔秩父暴動雜錄〕六一九九

〔警察…引用者注〕分署モ打毀書類皆燒 夜四時頃戸長役場エ二三十人宛ニテ鉄炮持ヲ借度ト云テ六發拔身ニテ来リ書類皆燒〔木公堂日記〕六一二二三

警察分署ニ侵入ス分署ノ器具ヲ破壊シ書類ヲ燒テ夫ヨリ市街柴崎佐平加藤常吉及三谷⁽¹⁾邨文平等ヲ破壊ス〔秩父暴動略記〕六一一四一

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡上日野澤村九拾九番地平民農

森川 作藏

三十五年七ヶ月

…小鹿野町ニ乱入シ…警察署ヲ侵シ自カラ書類ヲ燒棄シ…右暴動ノ際現場ニ在テ他人ヲ指揮シ家屋ヲ燒毀シタルノ所ハ八刑法第三百八条暴動ノ際人ヲ殺死シ若クハ家屋船舶倉庫等ヲ燒毀シタル片ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放

ツ者ヲ死刑ニ処ス…有期徒刑十五年ニ処ス…

明治十八年二月十九日

於浦和重罪裁判所

裁判長判事

嶋田 正章 (略) (二一五〇八)

郡役所^(註)書記吉野氏參り裁判官署長片山氏モ役場參り談判致シ候所□□当郷へ乱入不致候内ニ夫々冊類ヲ持出シ竹ノ鼻ニテふせき候方可致与決定致し直ニ各耕地へ達シヲ出し総代人ヲ集メ候手配致シ候所又々模様替ニ相成其事モ止メニ致し名々要心致し候方よろしく与相成役場書類モ差向入用之品者不残夫々へ預ケ置…(斎藤安兵衛日記一六一一五五・一五六)

下小鹿野村及び小鹿野町等へ推寄せ金貸某の首を断ち戸長役場の公証割印簿を焼棄て同夜小鹿野町にて一ヶ所に放火し十六戸を破壊し下小鹿野村にて二ヶ所に放火したり (東京横浜毎日新聞 一二月六日号、六一三三七)

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡風布村平民農

宮下源右衛門

生月不明 四十年

…小鹿野村ニ於テ常盤屋并ニ山二ト唱フル家屋ヲ毀壞スル際其場ニ在テ勢ニ乗シ該家ヨリ取出シアル帖簿類^(註)ヲ多人數ト共ニ焼毀シタルノ事実ハ被告カ警察并ニ検事及ヒ当公廷ノ陳述ニ徴シ明確ナリ 其所為ハ刑法第三百三十七条兇徒多衆ヲ嘯聚シテ云々附和随行シタル者ハ二円以上十円已下ノ罰金ニ処ストアルニ該ル 因テ被告源右衛

門ヲ罰金六円ニ処ス

検事補高橋良栄立会宣告ス

明治十七年十一月廿三日

浦和輕罪裁判所熊谷支庁ニ於テ

判事補 岡本 徹治 職印 (略) (一一三八五)

問 小鹿野ニ着シ何レニ談判セシヤ

答 ……常盤やト云フ加藤常吉高利貸ナリ宅ニ推参表戸ヲ外シ先生連中ハ家内ニ押入ルニ老人モ居ラサルトテ種々財物

ヲ投棄スル故ハ(三)自分ハ表ニテ古帳簿ヲ放火シ焼払タリ

問 汝カ焼払タル帳簿如何ナル帳簿ナリヤ

答 当用ナラサル古帳簿ナル故焼払タリ…

問 警察署内ニ乱入シテ暴行ニ及ヒタル者ヲ申立テヨ

答 新井周三郎新井蒔蔵門平総平及ヒ会津先生ト云フ者ハ慥ニ乱入致シタリ

問 何々ヲ焼払タルヤ

答 帳面ヤ(四)本ノ類ヲ焼払タリ

問 才判所ハ如何セシヤ…

答 自分ハ矢張板塀ヲ破毀シタル後帳簿ニ放火シタル火ノ他ニ燃移ラサル様注意セヨトノ声ヲ聞キ帳簿ノ焼モ(ママ)ニ

帰スル迄其番ヲ為シ居候…

問 其他民家ヲ毀シタル手続キヲ知ルヤ

秩父事件と戸長役場史料 (丑木)

答 然リ 大宮郷ニテ屋号刀屋ト云フ高利貸ノ家ヲ破毀シタリ

問 汝ハ何レノ場所ヲ毀シタルヤ

答 自分ハ帳簿類ヲ道中へ投出シタル迄ニテ破毀シタルコトナシ (阿左美悦三第二回訊問調書、二一五七六・五七七)

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡野上下郷第四百十四番地平民農

山口 幸作

三十九年五月

同村第四百十三番地平民農磯五郎父

福島 安蔵

四十五年六月

：福島安蔵ハ：小鹿野町柴崎佐平方へ暴徒等乱入シ其書類ヲ燒毀スル際之レガ手伝ヲ為シ尚大宮治安裁判所同警察署へ衆ト共々乱入シ書類ヲ毀棄シ：之ヲ法律ニ照スニ刑法第三百七十七条兇徒多衆ヲ囂聚シ云々附和随行シタルモノハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ストアルニ該当スル：安蔵ヲ罰金十五円ニ処スルモノ也

明治十八年一月廿七日 於浦和輕罪裁判所熊谷支庁検事補世古祐次郎立会宣告ス

判事補 高木 昆要 **職印** (略) (二一七六〇)

問 人家ヲ破毀及ヒ放火セシ者ハ無キ乎

答 小鹿の町ニテ高利貸田畑^端ト云フ家其他名前不知家一軒へ放火シ常盤屋及ヒ山ニト云フ家へ乱入シ証書等ヲ取

出シ燒棄シタル者有之候得共其証書ハ皆古証文ニシテ反古同様ノ物ト見受候（柳原正男訊問調書、一一八三二）

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡石間村式拾番地平民農

新井 関蔵

參拾八六年五ヶ月

…小鹿野町ニ進ミ…引間与吉方へ侵入シ其ノ妻カツヲ脅迫シテ貸金証書地券証書及ヒ銀側時計ヲ奪取シ証書類ハ近藤五平浅見辨吉ニ於テ燒棄シ…之レヲ法律ニ照スニ刑法第三百三十七条兇徒多衆ヲ囂聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者…被告人新井関蔵ヲ重禁錮二年六月ニ処ス

明治十八年一月十八日

於浦和重罪才判所

裁判長判事 島田 正章（略）（二一五六）

近代国家の暴力装置である警察署を猟銃を発砲しながら襲撃して制圧し、器具類を破壊するとともに帳簿一三冊を焼き捨てた。次いで金融業者を襲撃して帳簿類と貸金証書を焼き捨てたうえ、一六戸を破壊し、二か所に放火し、殺人をしたと報道された。

政府も殺人の報道に衝撃を受け、巡査死傷の記事を官報に掲載した。

○埼玉県秩父郡中に暴民蜂起シ去月三十一日金崎村戸長役場及民家ニ乱入シ証書地券等ヲ焼き金品ヲ奪ヒ火ヲ小賀野町ニ放チ其ノ勢猖獗ニシテ巡査死傷アリ（官報）二月五日第四〇七号、六一〇三三）

さらに戸長役場で公証割印簿・質入書入割印帳を焼き捨てるとともに、鉄砲、刀剣の提供を求めた。武器を徴発するために戸長役場で「銃猟鑑札元帳」を取り上げ、それに基づいて村民の銃猟所持者から武器を提出させることは広く行われたようである。

秩父郡のみにも一円之に應ずる事となれば其の勢一万人にも及ぶべく又小銃も三千挺以上もありと云ふ 初め暴徒ハ沿道の戸長役場にて銃猟鑑札元帳を取上げ其の家々を取調べて漏れなく銃器を集めたりと (『改進黨新聞』一月六日号、六一六三四、同様の記事が『日本立憲政黨新聞』十一月九日号、六一八二五にある)

さらに、飯田村戸長役場を襲撃し、公証割印簿を焼き捨てた。

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡上吉田村十五番地平民農業

被告人 宮澤 栄太郎

四十二年一ヶ月

：秩父郡上吉田村及小鹿野町ヲ経テ飯田村ニ隨行シ暴徒高岸善吉落合席(合席)等ノ指揮ニ從ヒ夥多ノ暴徒等ト共ニ右同村戸長役場ニ亂入シテ摺付木ヲ以テ右役場ニ備ヘアリシ公証割印簿ヲ燒毀シ：右所為ハ刑法第三百三十七條兇徒多衆ヲ嘯聚シテ云々附和隨行シタル者ハ弍万円以上弍拾万円以下ノ罰金ニ処ストアルニ照シ罰金六円ニ処ス：

明治十七年十二月十九日 於浦和輕罪裁判所熊谷支庁

検事補井上昂立會宣告ス

判事補 磯辺 是綱 **職印** (略) (一一八二五)

一月二日、三日に薄村・小森村(現両神村)、贅川村・白久村・上田野村(現荒川村)の各戸長役場を襲撃した。

薄村ハ一日夜半飯田小鹿野ノ両口ヨリ乱入シ刀劍ヲ奪ヒ役場ノ公証簿ヲ焼キ而シテ小森へ去レリ

飯田村ハ一日夜半小鹿野町ヨリ関ヲ揚ケツミ一群押来リ毎戸一人出タスヘシト迫リ立去リシカニ日夕方五十人許リ再来シテ嚴促ヲ加ヘ河原沢ニ去リ次テ又五十人許リ役場ニ迫リ公証簿ヲ焼キ三山村ニ去レリ〔秩父暴動実記〕
六一三七

裁判言渡書

静岡県遠江国浜松出生平民日稼業当時無籍

宮川 寅五郎

満四十年

：薄邨戸長役場ニ押掛ケ脅迫シテ村民參集方囑托シ同村吉野善平ニ迫リ焚出シナサシメ：上田野村三上重右衛門方ニ押掛ケ同人ノ逃走スルヲ捕ヘ夫卒等カ抜刀ヲ以テ貸金証書及ヒ軍用金ヲ出スヘキ旨脅迫スルニ際シ被告ハ陽ニ之ヲ宥メ尋常ニ差（出）スヘキヲ論シタル：猶重右エ門ヲ捕ヘ証書類ヲ掠奪セント欲シ再ヒ其宅ニ至ルモ居ラス：之ヲ法律ニ照スニ刑法第三百三十七条兇徒多衆ヲ囂聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ処ス：依テ被告宮川寅五郎ヲ輕懲役八年ニ処ス：

明治十七年十二月十九日

浦和重罪裁判所

裁判長判事 島田 正章（略）（二一二五七―二五八）

薄村では戸長に村民の参加強制、炊き出しを要求し、公証簿を焼き、上田野村で金融業者を襲撃し、貸金証書と軍用金を要求した。

小森村ハ二日夜半數十人押来リ役場ニ迫リ人夫ヲ促シ贄川ニ去ル夕剋宮川虎五郎ナル者數十人ヲ卒ヒ来リ金円ヲ奪ヒ贄川ニ去ル 夜ニ入り又数百人押来リ人夫ヲ促シ役場ニ迫リ公証簿ヲ燒キ貸金營業ノ家ヲ破リ四十余人ヲ隨ヘテ夜半贄川ニ去レリ〔秩父暴動実記〕六一三七・三八

小森村は薄村連合戸長役場の管轄となっていたが、公証割印簿などの戸長役場史料を連合戸長役場に引き継がずに所有していた。秩父郡の連合戸長役場の実態は旧来の単独の戸長役場以来の史料管理を行っていたといえる。

暴民乱入ノ事件ニ付上申

秩父郡小森村

右奉申上候 今般蜂起ノ暴徒乱入之始末御尋ニ付左ニ上申仕候

一 本月二日午前第三時頃隣村薄村ノ方ヨリ暴徒数名銃器白刃ヲ携ヒ当村役場江乱入シ宿直ノモノヘ村内ノ人民人夫ニ可差出様強談及候趣急報有之ニ付不取敢最寄筆生ト打合戸長役場書類取片付方協議中暴徒共戸長自宅^江押入只今モ役場江申置候通至急人夫可差出若応セス^{ママ}レス相拒ミ候ニ於テハ役場ハ勿論村内不殘放火シ戸長筆生等迄打殺ス杯ノ悪言ニ付書類取片付方手配致私義者村内山田耕地磯田長太郎宅江欠込隠レ居リ候…

一 全日午后三時頃無數ノ暴徒等戸長役場ヘ乱入シ備付有之候地所建物質入抵当公証割印帳可差出旨筆生今井平九郎江手詰ノ強談若応セサルニ於テハ即時打殺ス体ニテヒストル白刃ヲ被押向候ニ付無余義公証割印帳差出燒棄被致候

一 全日全時頃前書無數ノ暴徒等手分ケニテ全村田嶋為三郎宅江乱入シ貸金証書抵当地券証不殘可相渡旨前同様銃器等携ヒ強談被及強迫ニ不堪シテ無余義貸金証書并抵当之地券証相添差出候処右証書ハ燒棄シ券証取纏メ持主ノ者ヘ可相返旨を以戸長役場ヘ相預ケ其上全人建具家具等破毀シ立去リ候…〔日誌 秩父郡小森村吉田〕六一一

小森村では戸長役場で人夫徴発を要求し、地所建物質入抵当公証割印帳を焼き、金融業者を襲撃して貸金証書を焼き、抵当地券を奪い戸長役場に預けて元の持ち主に返還することを命じた。

才判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡藤倉村第三十二番地平民農

黒沢 閔次郎

三十九年

：三山村ニ於テハ荒木久四郎黒沢文平方ニ至リ器物ヲ毀壞シ証書類ヲ焼毀シ川原沢村ニ於テハ清水丑太郎黒田勇吉所有ノ地券証ヲ奪ヒ：被告閔次郎ヲ罰金拾六円ニ処ス：

検事補世古祐次郎立会宣告ス

明治十七年十二月二十八日

浦和輕罪才判所熊谷支庁ニ於テ

判事補 栗原 幹 **職印**(略) (一一九五七)

飯田村戸長役場連合に所属した三山村、川原沢村では金融業者を襲撃して証書を焼き、地券を奪った。

大滝村ハ二日夜二時頃白久村ヨリ四百人許リ押来リ役場ニ侵入シ帳簿ヲ奪ヒ村内ヲ横行シテ人夫ノ随伴ヲ促シ金

錢物品ヲ掠奪シ五時頃賢川白久小森ノ三方ヘ散去セリ〔秩父暴動実記〕六一三八

(三日) 午前九時頃トナリ人足ニ出タルモノ三人五人ツ、戻リケルガ彼ノ者達ノ咄シニ昨夜家ヲ出テ戸長役場ニ

連行カレ役場ノ書類皆焼捨ラレ其レヨリ六百人余リニナリ大滝村聯合戸長役場ニ登リ人足ヲ連レ出シト云テ役場

迄登リシガ流石ノ戸長ハ大事ノ書類ヲ背ライ何所ニカ逃テ筆生斗リ残り居タル…(暴徒事件当地振舞)六一一八八)
一月二日、三日に大滝村(現大滝村)聯合戸長役場を襲撃し、戸長が重要書類を携帯して避難したので、残った
帳簿類を焼き捨てた。

白久村ハ二日朝宮川虎五郎一行十余名押来り次テ四百人小森ヨリ来り衣食ヲ掠メ人夫ヲ促シ公証簿ヲ焼き昼時大
滝ニ進行(秩父暴動実記)六一三八)

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡贄川村第二十一番地平民農業

被告 菅沼 庄三郎

三十一年十月

…明治十七年十一月三日午前四時頃方同郡白久村戸長役場ニ到リ乙印ノ旗ヲ持チタル暴徒ノ指揮ニ從ヒ該役場ノ
帳簿ヲ焼毀セシノミナラス大滝村戸長役場又ハ同村山中仲平方へ押入暴行セシモノト認定ス…其所為ハ刑法第百
三十七条兇徒多衆ヲ嘯聚シテ云々…被告ハ罰金拾五円ニ処ス…

検事補汲田十寸見立会宣告ス

明治十七年十一月廿四日

於大官治安裁判所浦和輕罪裁判所熊谷支庁

判事補 片山 保友 職印(略)(一一四三九)

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡小森村百五拾一番地平民農

今井 弥作

四十三年一月

：白久村ニ入り幸三郎ト俱々山中右輔ニ迫り糧食費用ニ充テシカ為メ金廿四ヲ奪ヒ進テ同村戸長役場ニ乱入シ帳簿類ヲ取出シ側ニ於テ之レヲ烧毁シ：被告今井弥作ヲ重禁錮五年ニ処ス：

明治十八年一月廿日

於浦和重罪裁判所

裁判長判事 島田 正章(略)(二一六一三)

白久村の戸長役場を襲撃し帳簿類を焼き捨て、参加を強制し、その後、大滝村の金融業者を襲撃した。

四日には野上下郷連合戸長役場に所属した本野上村戸長役場(現長湍町)を襲撃したが、戸長が不在で帳簿類も発見できなかった。野上村警察分署を襲撃し、帳簿を焼き捨てた。同村の金融業者を襲撃して刀剣類一八本等を奪い、証書五三点を焼いた。

〔一月四日〕野上郷侵入：本野上ニ進ミ一分隊ヲシテ役場ヲ襲ハシメシモ吏員不在帳簿モ又探シ得サリシ而シテ余ノ大勢ハ警察分署ニ闖入シテ器具ヲ毀テ帳簿ヲ焼キ進ンテ中野上及下郷ノ各戸ニ就キ随行ヲ嚴促スル而已ナラス家具ヲ毀シ証書類ヲ焼キ金品ヲ掠奪スル等狼藉ヲ極メシ〔秩父暴動実記〕六一三〇)

本野上村ハ四日九時先ツ七八人押来リ次テ十時頃金崎辺ヨリ廿人許リ乱入：五時頃更ニ五百人許リ押来リ警察分署ニ入り乱妨ヲ為シ次テ民家ニ入り証書類ヲ焼キ刀鎗ヲ奪ヒツミ五六時ノ交中野上ニ向テ立去レリ〔秩父暴動実記〕六一三九)

十一月四日本野上ニ於テ強奪ニ係リシ者五人ニシテ左ノ如シ

刀剣類 一八本 価 五円 島田六郎外四人

衣服類 一三点 全 四円 全上

雑品 七点 価 不詳 全上

証書類 五三点 全 不詳 塩谷兼四郎(秩父暴動実記)六一三〇)

四日に皆谷村連合戸長役場に所属した坂本村(現東秩父村)に侵入したが、戸長代理が説得し、人夫提供と引き替えに戸長役場襲撃、警察官を止宿させた民家の放火を思いとどまらせた。

坂本村の戸長役場に押入り書類等を焼捨て且つ警部巡查を止宿せしめたる民家を余さず焼払はむと犇めき騒ぐや同村の聯合戸長役場に在りし戸長及び筆生等は周章^{あわて}て皆何れへか逃匿れしに戸長代理を務むる福島某とか云へる人一人ハ跡に踏止まるのみならず危険をも顧ず七八町坂を登り暴徒の屯在する処に到り之を説得して其暴行を止まらしめむとて单身暴徒の陣に赴きしに暴徒ハ三沢、大の原、風布辺の者どもにて日頃懇意にする者共も交り居れば是れ善き機会なりと只管戸長役場及び警部巡查を止宿せしめし家々の焼払ひを止まり呉れよと頼みしに暴徒等ハ声々に呼ハるやう日比懇意の者の頼みなれば済済てやりたけれど指揮官の命重ければ勝手にハ止まり難しと吾々に荷担して十分に尽力すべし 此儀を承諾するならば戸長役場の書類を焼き警部巡查を止宿せしめし民家を焼き払ふことを思止るべし 返答如何にと問詰られ殆ど返答に差問へしに止を得ずいかにも村の人夫を出し吃度御加勢申すべしと其場ハ体よく言ひこしらへ居村を差して立退く同村にてハ戸長役場を始め民家一軒も毀壞或ハ焼失にハ逢ハざりしとの事なり(「朝野新聞」二月十九日号、六一二七三・二七四)

四日には皆野村で金融業者を襲撃し、地券を奪った。

埼玉県武蔵国秩父郡本野上村三十三番地平民農

島田 幸右衛門

満四十九年

三日皆野村ニ達シ四日ニ至リ三四十名ト同村寄留島田庄平宅ニ押掛ケ高岸善吉ノ指揮ニ依リ家具ヲ破壊シ且被告カ庄平ニ対シ質物ニ預ケアリシ地券証ヲ発見シタルヲ以テ一時之レヲ奪ヒ取リタルモ其益ナキヲ覺リ其場ニ投棄シ：被告島田幸右衛門ヲ重禁錮三年八月ニ処ス

明治十八年一月十四日

於浦和重罪裁判所

裁判長判事 嶋田 正章(略)(二一七六八)

長野県へ行つた一隊が一一月六日に高野町(現佐久町)戸長役場で人夫を提供させ、穂積村(現八千穂村)の銀行を襲撃し、小海村(現小海村)戸長役場で帳簿を焼いた。

五日：此夜暴徒ハ大日向ナル某寺ニ泊シ火薬獵銃ヲ集メ翌日高野町ニ^(符)出テ戸長役場ニ至リ人夫出サシメ穂積村戸長黒沢某ノ家ヲ毀チ書類ヲ燒棄シ八日ノ夜ハ南豊里村ノ内字馬流ニ野宿シ酒ヲ呑ミ放歌シ居タリ(「秩父郡暴徒薬聞草稿」六一一九八)

(一一月七日)暴徒の一手ハ穂積村の東山銀行に乱入し社員を恐嚇して軍用金を差出すべしと申付けたリ：再び東山銀行へ赴き軍用金の催促に及びし処社員ハ早くも有金帳簿其の他大切な品物を取纏め逃げ去りたる跡なり(「朝野新聞」一一月二二日号、六一二五八)⁽⁸⁾

小海村にも行き同村戸長黒沢某の家を毀ち書類を焼棄たり(但し公用書類ハ深く地を掘りて埋めしを以て此災を免れたり)〔東京日々新聞〕一月一四日号、六一五〇二)

宣 告

埼玉県武蔵国秩父郡風布村平民農

森田幸次郎

明治十八年一月

十九年四ヶ月

：東馬流ニ於テ各村ヨリ嘯聚シタル人夫ト共ニ小海村黒沢市次郎ノ家宅ニ乱入シ諸帳簿並ニ証書類ヲ取出シ之ヲ焼棄シ剩ヘ其變動ニ乗シ女袴一枚浴衣一枚ヲ窃取シ之ヲ着用スル等ノ所為アルモ其情輕キモノナリ：被告ハ刑法第三百三十七条ニ從ヒ其勢ヲ助ケタル情輕キモノニ依リ：成丁未滿ナルヲ以テ一等ヲ減シ：重禁錮六ヶ月ニ処断ス

明治十八年一月廿日

長野重罪裁判所ニ於テ検事石川重玄立会宣告ス

裁判長判事 戸原 楨国 職印 (略) (一一四一五・四一六)

群馬県では通過した時間が短かったためか、戸長役場で敗走するための人夫提供を求めるだけで記録史料の焼却はなかったが、長野県南佐久郡では戸長役場・郡役所等の襲撃を戸長たちは警戒して、帳簿類をいち早く民家に隠すなど史料の保存処置を手厚くした。

長野県南佐久郡臼田特報：◎人心恟々多く書類を引纏め戸々遁逃の用意を為せり

◎南佐久郡役所は郡長不在中、七日夕刻残らず書類を引纏め郡役所を引払い掛札までも取外し〔横浜毎日新聞〕
二月二三日号、六一三四四

五日正午暴徒十余名同郡大日向村まで侵入し来り：南佐久郡役所及び警察分署を焼払い尚ほ北佐久郡岩村田町に至り郡役所警察署裁判所等を尽く焼払いとの説専らなりとて出張の巡査より同六日午後四時三十分岩村田警察署へ至急の注進ありしかば 同署にてハ先づ書類等を尽く取纏めて隠匿し署内ハテーブル椅子等のみとなし：監獄署ハ囚人を尽く長野上田等の監獄に送り一人も居らず 亦た書類も皆片付けたり：裁判官吏等も書類をまとめ匆々閉庁して小諸町に逃げ去り人々只だ高崎なる鎮台兵の来着をのみ待みける〔日本立憲政党新聞〕一月一四日号、六一八三七・八三八

鷹野郡書記ニおゐてハ七日夜出張之際役場書類他江移シ看護可致トハ指揮シタレトモ人夫差出スヘキトハ指揮致サ、ルノ答議ナリ：正敷御指揮有之候事確然ニ御座候〔倉沢久平覚書〕六一二二〇

岩村田警察署：にてハ書類を尽く取纏隠匿し署内はテーブル・椅子等のみとなりたり：各官署ハ尽く書類を取り隠し、殊に郡役所の如きハ旧藩士族二十名を雇ふて之を守れり〔自由新聞〕⁹二月二一日号、六一三二二

〔二月七日〕〔南佐久郡海瀬村：引用者注〕役場保存書類并備品採取片付ノ為早々手伝呉れとの事故早速役場へ欠附大勢ニて取纏メ書類ハ繭立袋を求めやたらに押込て封印をして予〔井出勝太郎：引用者注〕の土蔵并ニ井出甚平殿全伊八郎殿其他の各土蔵へ運ヒ隠して役場ハ直ニも引払い差支のなへ様ニし村吏員ハ暴徒ニ脅迫の難をさける事にして近望の山立でも登りて遠く伺事の手配をし：〔秩父兇徒聚衆実見談〕六一二〇二

海瀬村（現佐久町）では戸長役場へ村民が駆けつけ、書類を繭袋に詰めて封印して豪農の土蔵へ隠した。九日に、南佐久郡海ノ口村でも「当役場ハ概要の書類ヲ纏束シ是ヲ他ノ倉庫ニ退ケ」と、蔵を持つ村民に自宅に預けて保護し

た。

穂積村でも戸長役場史料を諸方へ預けて避難させ、一日になって「諸方江預ケノ帳簿ヲ出ス」と、戸長役場へ戻した。⁽¹⁰⁾

小日向村の戸長役場に至り猟銃所持人台帳を引揚げて本堂に持帰り、猟銃所持人台帳に拠り其家々へ党類を派出し銃砲火薬及び鉛等を奪ひ取り〔絵入自由新聞〕二月三日号、六一五八九

小日向村では戸長役場史料を奪ったが、割印簿ではなく、猟銃所持人台帳であり、それに基づいて猟銃所持人宅から銃砲火薬を奪った。

秩父事件で戸長役場史料を焼き捨てたのは烽起勢の勢力が強かった埼玉県内、特に秩父郡で集中的に行われ、群馬県、長野県へ行ってからはなく、両県の戸長役場へは人夫の強要と、武器所有者の情報提供を求めた。

5 郡役所史料等を焼き捨てる

戸長役場の史料だけではなく、その上級機関である郡役所を襲撃してその史料を焼き捨てている。村民の金銭貸借の情報は戸長役場から上級機関へ進達しているものであり、貸借事実を抹殺するためには当事者の貸金証書、戸長役場の公証割印簿だけではなく、その上級機関の史料も焼き捨てることが不可欠である。そのために郡役所を襲撃し、さらに県庁、政府も襲撃の対象とした。そのために政府も秩父事件を地方的な騒擾としてではなく県庁・政府を攻撃し、国家権力そのものが崩壊する可能性がある、最大限に警戒をし軍隊を派遣して鎮圧をはかったのである。だからこそ埼玉県令は秩父事件を非難して「国法ヲ紊セル兇徒」と断定して「撃攘」することを村々に掲示したのである。

〔二月六日〕県令ノ告諭書両度出村々ニ掲示ス其文

人民ニシテ多衆ヲ集メ。戸長役場ヲ襲ヒ。人家ヲ焼き人ヲ傷ケ。官吏ニ抵抗スルガ如キハ。実ニ容易ナラザル儀ニテ。右等ノ者ハ国法ヲ紊セル兇徒ナルニ依リ。不日撃攘^{ツクハ}フベシ。……

明治十七年十一月

埼玉県令

吉田清英（秩父暴動雜録、六一九五）

蜂起勢と国家権力との力関係でその動向は決せられることになる。

大宮郷では国家権力の地方的中枢機関である警察署と裁判所を襲撃した。

昨三日井上竹内牧太郎飯塚健次等^{（連名）}井上ニ来リ父母妻子へ暇乞ヲナシ井上布里田中橋倉等ノ人足ヲ集メ示メ云ク今般板垣総理ノ命ヲ受国家ノ為メニ一挙ヲナス。依テ我輩既ニ大宮裁判所ノ書類ヲ焼き其庁ヲ毀テリ。朝廷ヨリ置ク庁ヲ毀ツ既朝敵ナリ此舉ニ勝利ナクンハ必刑セラレン（田中千弥日記）六一一〇）

一参加者はすでに解党し幻想にすぎなかつたのであるが、板垣自由党総理の命令で国家のために蜂起すると行動を正当化し、朝廷の設置した大宮裁判所を襲撃したのだから朝敵となると参加を要請した人夫に演説をし、襲撃の最終目標は国家権力であることを自覚していた。

大宮郷ハ二日昼前寺尾ノ音楽寺ニ多衆集合開ヲ揚ケツミ荒川ヲ渡リ郷中ニ入ルヤ先ツ警察署治安裁判所ヲ囲ミ発放シテ侵入障壁ヲ毀チ帳簿ヲ焼き監獄支署ノ外圍ヲ毀チ傍ヲ官吏ノ所在ヲ物色スルコト甚タ密ナリシ；而シテ市中ノ諸所ニ見張ヲ置キ又市中ヲ巡邏シ夕景役場ニ押入帳簿四百拾式冊ヲ焼き夜ニ入り民家ヲ劫迫シテ金円銃器刀鎗衣類雜品ヲ強奪シ或ハ糧食ヲ出サシムル等其乱暴ナルコト名状スヘカラス（秩父暴動實記）六一三八）

二日午前第十一時ゴロ先手進入ス後手ノ暴民追々入来リ第一番ニ大宮郷警察署江乱入証書類等焼捨入監スル者皆々披毀シ出スト言フ。第三番ニ大宮治安裁判処江乱入是亦殘シ置タル書類不殘焼捨警察署裁判処郡役処共諸官員郡使等^{（連名）}暴集人前ニ明渡シ逃出ス（実説秩父郡記）六一一三三）

一大宮警察署及ヒ巡查見張所ノ破毀ニ係ル硝子戸外十六点ニ対スル損失見積代金八四拾壹円四拾銭ニシテ帳簿類ハ明治五年以来ノモノニテ焼失紛失セシモノ九拾五冊ナリシ

一大宮治安裁判所ハ兩戸硝子椅子テーブル文具夜具等四拾七品ノ焼失等ニ係ル損失代価六十八円九十六銭ニシテ簿書八百拾冊ナリシ〔秩父暴動実記〕六一―二三〕

裁判言渡書

埼玉県武蔵国秩父郡下日野沢村平民

阿左美 悦三

二十二年五月

…大宮裁判所或ハ警察署ノ板塀又ハ帳簿類ヲ破毀シ…之ヲ法律ニ照スニ刑法第三百七条兇徒多衆ヲ嘯聚シテ…重禁錮二年六月ニ処スル者也…

檢察官檢事補村田繼述公廷出席ノ上宣告ス

明治十七年十二月十三日

於前橋重罪裁判所

裁判長判事 千谷 敏徳 職印 (略) (二一五八〇)

大宮警察署、裁判所を襲撃し、板塀、ガラス戸、椅子テーブル等を破壊し、官員はすべて逃げだし、警察署で明治五年以後の帳簿九五冊、裁判所で一一〇冊を焼き捨て、監獄を破壊して入監者を解放した。

大宮郷ニ乱入シ警察署及ヒ才判所ヲ先トシ郡衙ヲ打毀リ書類ヲ焼キ同夜所在ノ豪家ニ押入り金貨米穀ヲ掠メ四出劫奪暴行ヲ極ム…只徒ラニ戸長役場ニ迫リテハ証書類(公証等)ヲ指ス)ヲ棄損シ又豪家ニ入テハ金穀ヲ奪ヒ債主ト聞

片ハ或ハ破却シ或ハ放火シ乱行至ラサル所ナキモノ、如シ：戸長役場ニ於テハ談合ノ諸子相談シテ曰ク：部内ニ示シ且斥候ヲ口ミニ置キ専ラ非常ノ備ヘヲナシ役場帳簿ハ悉皆取纏メ保護方十分手ヲ尽セリ：川越郡衙ノ如キモ書類悉片付タリ：夜ニ入更ニ役場諸帳簿保護ノ手配ヲナシ各自宅ニ引取りタリ（原市場村景況筆記）六一一八二
（一八三）

第一ニ警察署ニ乱入シ器具ヲ破毀シ又隣接ナル大宮治安裁判所ニ及ヒ悉ク諸器械ヲ破壊シ且書類ヲ不殘取纏メ之ヲ焼キ夫ヨリ郡役所ニ至リ又書類ヲ取出シ燒棄ス（秩父暴動略記）六一一四二

治安裁判所及警察署ヲ毀損シ其書類ヲ燒棄シ郡役所少ミヲ毀ツ戸長役場ノ書類ヲ燒キ又旧秩父神社ノ杜家宮前丹波ノ男宮前東十郎ノ家ヲ毀ツ 宮崎ニテ荏軒燒ク（田中千弥日記）六一一二二

午前十二時前：裁判所警察署ニ狙撃乱入シ両役所ノ書類ヲ引裂キ或ハ戸外へ投棄シ或ハ火ヲ焚キ之ニ投ジ或ハ塀垣戸障子諸器物ノ嫌ヒナク手当り次第ニ打碎キテ書類ノ紙片ハ市中ニ散乱シテ時ナラザルニ雪ヲ降ラシタリ（秩父暴動事件概略）六一一六八

秩父郡役所へ押来り予ねて揚言したる如く書類を焼き吏員を殺さむとする勢あるにぞ之を制し且つ防がむとするに防禦すべき器具も人員もなき故余儀なく郡長ハ必要の書類并印章等を各掛各自に携帯させ其他の書類器具等ハ土蔵へ納め（朝野新聞）二月六日号、六一二四三

郡長伊藤栄氏は必要の書類印章等を各主任官に携帯せしめ書類器具等ハ土蔵へ納め（東京横浜毎日新聞）二月六日号、六一三三七、同記事が「改進黨新聞」二月七日号、六一六三八にある）

郡役所裁判所等に乱入し文書を焼き器物を打ち毀したるも敢て建築物を一炬に付せず（自由新聞）二月七日号、六一三〇一）

治安裁判所の記録書類等ハ悉く〔暴〕徒の爲めに焼棄されたりとの風聞秩父郡役所の焼毀されしとの説ハ訛伝にして猶ほ全存し昨朝まで暴徒の本営となり居れり〔朝野新聞〕二月六日号、六一二四三

さらに秩父郡役所を襲撃し、郡吏が必要な書類と印鑑を係員に携帯させ、その他の書類・器具を土蔵に収納して立ち退いたので占拠し、本部を置いた。また、大宮郷の戸長役場を襲撃し書類を焼き、秩父神社神官の自宅を襲撃した。

大宮郷ノ高利貸井上四郎次ナル者潜伏セルヲ知り乃チ之ニ対シ詰責シ、其所持金及ヒ貸金証書八十二通ヲ没収シ少時ニシテ院内ヲ出テ神社境内ニ入ル；警察署裁判所ニ闖入シテ牆壁其他器具ヲ破毀シ又ハ書類ヲ焼き或ハ監獄支署ノ外囲ヲ毀チ或ハ役場ニ乱入シテ公証簿類ヲ焼き或ハ附近ノ部落ニ横行シテ人ヲ集メ金品ヲ掠取シ或ハ金貸営業者ノ家宅ヲ破リ器物ヲ毀ハシ貸金証書ヲ奪取セシ而已ナラス火ヲ放チテ数軒ヲ焼き或ハ町家ヲ脅迫シテ金品武器ヲ掠奪シ又ハ糧食ヲ供セシメ或ハ豪家ノ金円ヲ劫掠スル等ニ至テハ小鹿野以上ノ暴状ニシテ言フ可カラサルノ極ニ達シ其勢ヒ酷タ猖獗此際ニ当リ四方ヨリ大宮郷中ニ集リタル其数ハ約壹万人ナリト声言スルニ至レリ

〔秩父暴動実記〕六一二二

一井上四郎治者乱入ニ者不被及貸金証書ヲ出セト云捕ニ付カセ脅迫被及出サマレハ切りコロシ而シテ後放火スルトノ事故無難ナレ共諸証書者全郷ニ而妻ノ父金屋方江預ケ置タルヲ取戻シ不残焼捨ニ被及タリ〔実説秩父郡記〕六一三三

井上四郎ニニ会セシ処同人ハ予テ貸金営業者ニシテ難ヲ避ケ潜匿スルヲ以テ直チニ逃遁レントセシモ加藤織平之ヲ見認メ直ニ捕ヘ田代ノ面前ニ引致スルヲ以テ曾テ高利ヲ貪リ残忍苛薄ノ所為ヲ責テ既ニ其命ヲ断ント迫ルニ際シ井上四郎次ハ柴崎熊吉ニ托シ哀願ヲナス因テ所持スル金員十六円余時計壹個貸金証書八十二通ヲ奪取シ夫ヨリ暫時ニシテ知々夫神社へ趣クナリ〔秩父暴動略記〕六一一四二

大官郷の金融業者から金品と貸金証書八二通を提出させ、証書を焼き捨てた。

本店当時担当人上山金平ヲ初メトシテ在勤一同心痛之余リ百方配慮シテ其信説ヲ窺フニ浮説区ニシテ更ニ其信ヲ取ル能ハズ；第一二両店見世売ノ物品ヲ土蔵ヘ方附畳建具ニ至ル迄悉皆無漏手配充分ニナシ土蔵ヘハ直チニ日塗スル計リニ用意ヲ調ヘ大切ノ諸帳簿及要用ノ書類等ハ井上藤吉之ヲ預リ弥立退之場合ニ至ラハ携帯シテ難ヲ避ルノ予防ヲナス（秩父暴動略記「六一—四二」）

午前二時交小鹿野町ノ方ニ当リ出火始マリシニヨリ是兇徒ノ小鹿野或ハ吉田辺ヲ焼打スルナラント人心恟々タリ
○店内又夕所在品ヲ土蔵穴蔵等ヘ大概方附入ル、重要ノ諸帳簿ハ担籠ニ入二棹外ニ神仏ヲ入レ三梱一箇ヲ松本潤八氏ノ土蔵ヲ借りテ入ル々々；（秩父暴動事件概略「六一—六七・一六八」）

大官郷の商店では商品を目張りした土蔵に収納して店舗をしまい、帳簿類は店員に預け、畳・建具まで片づけて非常時に備えた。

6 公文書焼棄の処罰

金融業者の史料・戸長役場史料・郡役所史料・裁判所史料・警察署史料を焼き捨てた行為に対する処罰は、刑法第一三七条で処分され、殺人、放火、強盗などの罪状がなければ罰金刑を科された。

日尾村関口清三郎宅で衣類を家宅外に持出しかつ箱類を破壊し、書類を持出して焼毀した井嶋染吉・勅使河原辰三郎は、刑法第一三七条兇徒多衆嘯聚の附和随行と認定されとも四円の処罰を受けた。

小鹿野町の常盤屋、山二の家屋を毀壞する際その場において勢に乗じ該家より取出した帖簿類を多人数とともに焼毀した宮下源右衛門は罰金六円、飯田村に随行し指導者高岸善吉落合席一等の指揮に従って夥多の暴徒等とともに村戸

長役場に乱入して摺付木で公証割印簿を焼毀した宮澤栄太郎も罰金六円、小鹿野町の柴崎佐平方へ乱入しその書類焼毀の手伝をし、治安裁判所同警察署へ衆とともに乱入して書類を毀棄した福島安蔵は罰金一五円、白久村戸長役場に指揮に従つて役場の帳簿を焼毀し、大滝村戸長役場、同村山中仲平方へ押入暴行した菅沼庄三郎は罰金一五円の処罰を受けた。金崎村永保社へ押入り帳簿類を焼毀した金子艶吉は、刑法第一三七条の附和随行と認定され罰金一八円の処分を受けた。

いずれも四円から一八円の処分であり、その量刑は個人史料、戸長役場史料、警察史料等の焼き捨てた史料の性格ではなく、回数や暴行などの焼棄以外の罪状の有無にあつた。

明治一三年七月に改定され、一五年一月から施行された刑法は、刑罰を死刑、徒刑（島地に發遣して定役に服させる）、流刑（島地に發遣して定役に服させない）、懲役（懲役場で定役に服させる、重懲役は九年以上十一年以下、輕懲役は六年以上八年以下）、禁獄（懲役場で定役に服させない重禁獄は九年以上十一年以下、輕禁獄は六年以上八年以下）、禁錮（二一日以上五年以下、禁錮場に留置）、罰金（二円以上）、拘留（二〇日以下）、科料（二円九五錢以下）とし、附加刑として剥奪公権、停止公権、禁治産、監視、罰金、没収を設けた。犯罪の種類を公益に関する罪、身体財産に関する罪、遺警罪の三種に区分した。公益に関する罪のうち、第一三七条は静謐を害する罪のなかの「兇徒嘯聚の罪」を規定したものである。

第三百三十七条 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ処ス其嘯聚ニ応シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和随行シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

しかし、信用を害する罪のうち「官ノ文書ヲ偽造スル罪」の規定があり、公文書焼棄については次のとおり定めて

いる。

第二百三条 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減変換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ処ス

其官ノ文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

第二百四条 公債証書地券其他官吏ノ公証シタル文書ヲ偽造シ又ハ増減変換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ処ス

若シ無記名ノ公債証書ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

第二〇三条では公文書、第二〇四条では官庁の公証した私文書を毀棄したものは輕懲役に処分することとし、秩父事件で戸長役場史料を焼き捨てた者に対する処罰より重い規定であるが、二〇三条、二〇四条で処罰された者はいない。戸長役場を「官」とみなすことは困難であつたのか、秩父事件の参加者を兇徒囂聚罪で処分する方針であつたのか、理由は不明であるが、公文書毀棄の規定を適用することはなかつた。

7 焼き捨てられた戸長役場史料とその復元

秩父事件における戸長役場史料の被害は次のとおり九か村で五一六冊の帳簿が被害にあつたと報告された。

一 官署被害

被害官署数 拾四箇所 内 裁判所 一 警察署 四 監獄支署 一

土木出張所 一 戸長役場 七

被害ノ人員 拾三人 内 死 二人 傷 拾老人

帳簿燒棄

式拾冊 二種 上吉田村 四百拾式冊 廿四種 大宮郷

秩父事件と戸長役場史料(丑木)

- 拾六冊 二種 飯田村 四冊 四種 贅川村
- 四冊 河原沢村 廿四冊 三種 薄村
- 廿四冊 一種 三山村 三冊 一種 日尾村
- 九冊 四種 白久村 四冊 二種 藤倉村〔秩父暴動実記〕六一―五九

調査が進むに従って被害件数はさらに増加し、一一か村で一二三七点が被害にあつた。連合戸長役場だけでなく、それに所属した個々の村の書類も書き上げており、戸長役場史料は連合戸長役場と村とで重層的に管理していたことを示している。

暴徒被害概計

証書帳簿ノ細別

町村名	総数	地券証	諸証書	諸帳簿	雑書
大宮郷	一〇五		一〇二	三	
上影森村	七		三	四	
小鹿野町	五五	二三	三三		
上吉田村	二〇			二〇	
下小鹿野村	一			壹	
飯田村	一六			一六	
河原沢村	四			四	

三山村	二				二
白久村	九				九
賢川村	四				四
本野上村	五九		五五		四
薄村	二四			二四	四
金崎村	四				四
上日野沢村	三五四	一七七	一七七		
小森村	五二	一〇	四二		
下吉田村	五	二	二		一
計	一一三七	二二〇	三九一		五三六

(四一七三九〜七四〇)

しかし、先の調査にあった日尾村、藤倉村が脱落しており、また、大宮郷、河原沢村、三山村では点数が少なくなっており、それを加えると一三か村、一四八一点が被害にあったことになる。

焼き捨てられた戸長役場史料のうち一〇か村分は次のとおりであり、さらに一〇冊増加し、一四九一点になる。

役場書類被焼棄取調

上吉田村

一 地所売買譲渡公証割印帳

四冊

但明治二年一月ヨリ同十七年八月廿九日迄ノ分

一 地所質入書入公証割印簿

一六冊

但明治二年一月同十七年八月廿九日迄ノ分

二拾冊

大宮郷

一地所書入割印帳 明治七年五月一日ヨリ全十年十二月迄 九冊

全十一年九月十九日ヨリ全年十一月廿五日 壹冊

一地所質入公証割印帳 明治三年七月一日ヨリ全十一年一月廿七日迄 十四冊

一建物書入質割印帳 明治八年十二月ヨリ全十四年四月迄 二冊

一地所建物書入質公証消印帳 明治九年一月ヨリ全年五月迄 一冊

全十六年八月三十日ヨリ全年十二月迄 一冊

一名寄帳 明治三年前使用セシモノ 二十三冊

一租税勘定元帳 明治九年分 二十二冊

全 十年分 二十一冊

全十一年分 二十二冊

一質地租税勘定帳 明治九年分 十八冊

全 十年分 二十一冊

全十一年分 二十二冊

一租税皆済差引帳 明治九年分 十九冊

全 十年分 十八冊

全十一年分

二十二冊

一 租税勘定元帳 明治十二年度分

二十二冊

一 地租取調帳 全

二十二冊

一 質地取調帳 全

二十二冊

一 地租割合帳 全

二十二冊

一 地租皆済勘定帳 全

二十二冊

一 地方税取立帳 全

卷冊

一 役場費取立帳 明治十二年一月ヨリ全年六月迄

卷冊

一 地方税取立帳

二十二冊

一 役場費取立帳 明治十二年度分

六冊

一 每戸地価合計簿 明治十二年調

六冊

一 質地入主名寄帳 全

六冊

一 質地取主名寄帳 全

六冊

一 地租皆済取立帳 明治十四年分

二十二冊

ノ四百十二冊

(上欄外朱書)
「聯合」

飯田村

一 地所書入質入建物割印帳

十二冊

但し明治十三年一月ヨリ全十七年八月迄之分

一 土地建家売買割印帳

四冊

但し明治十年全十七年八月迄ノ分

ノ拾六冊

河原澤村

一 公証割印帳

四冊

但し明治十三年一月ヨリ全十七年八月迄ノ分

三山村

一 公証割印帳

十四冊

但し明治七年一月ヨリ全十七年八月迄ノ分

〔朱書〕
ノ「三十四」

〔上欄外朱書〕
「聯合」

白久村

一 地所建物質入書入公証割印簿

貳冊

但し明治二年一月ヨリ全七年五月迄ノ分

一 地所建物質入書入公証割印簿

二冊

但し明治十一年二月ヨリ全十三年十月迄ノ分

一 地所建物質入書入公証割印簿

貳冊

但し明治十四年一月ヨリ全十六年十二月迄ノ分

一地所建物質入書入公証割印簿

但し明治十七年八月ヨリ十月迄ノ分

三冊

贊川村

一地所建物質入書入公証割印簿

但し明治十二年一月ヨリ十三年七月廿五日迄ノ分

壹冊

一地所建物質入質入公証割印簿

但し明治十五年一月ヨリ全年十二月三十日迄ノ分

壹冊

一地所建物質入質入公証割印簿

但し明治十六年一月ヨリ全年十二月三十日迄ノ分

壹冊

一地所建物質入書入公証割印簿

但し明治十七年一月ヨリ全年七月三十日迄ノ分

壹冊

ノ十三

薄村

一地所建物質入公証割印帳

但し明治十年九月一日ヨリ全十七年十二月三十日迄ノ分

八冊

一地所建物抵當公証割印帳

但し明治十年九月一日ヨリ全十七年十二月三十日迄ノ分

八冊

秩父事件と戸長役場史料(丑木)

一 地所建物売買公証割印帳

八冊

但し明治十年九月一日ヨリ全十七年十二月三十日迄ノ分

(朱書)
廿四冊

[上欄外朱書]
「聯合」

日尾村

一 質地及抵當書入書証割印簿

三冊

但し明治十六年一月一日ヨリ全十七年九月三十日迄ノ分

一 質地及抵當書入書証割印簿

二冊

藤倉村分

但し明治十七年一月一日ヨリ九月三十日迄ノ分

一 地所売買公証割印簿

二冊

但し明治元年一月一日ヨリ十七年九月三十日迄ノ分

(四一七四五〜七四六)

焼き捨てられた戸長役場史料は地所建物売買買入書入公証割印簿が中心であり、大宮郷ではそのほか名寄帳、租税勘定帳、地租取調帳、役場費取立帳などを焼き捨てた。埼玉県大里郡大麻生村では戸長役場史料が四九〇三点あり、戸長として奥書きした個々の質地証文等はあるが、質証文奥印願留などが三冊あるだけである(古沢家文書、国文学研究資料館史料館所蔵)。秩父事件の参加者は膨大にある戸長役場史料のうち、売買買入書入等の事実を直接あるいは間接に証明する書類だけをみごとに抽出している。裁判調書では文字を読めない者が焼き捨てたとの証言があつたが、史料抽出は正確に行つており、蜂起以前の方針に従つて公証割印簿に焦点をしばつたことは間違いない。

戸長役場史料を復元するために、被害にあつた戸長役場史料はまず公告した。戸長役場火災などによる史料滅失も公告しており、通常の処理である。そのための史料確定の調査を実施し、各戸長役場が公告願書を県へ提出した。

〔二月一〇日〕告第百六十三号同六十四号同六十八号ヲ以テ上吉田村日尾村藤倉村薄村小森村白久村賢川村大宮郷八ヶ村何レモ戸長役場へ備置ノ地所建物売買譲渡シ質入書入ノ公証割印簿暴徒騒擾ノ際焼失ノ旨届出ルニ付右ニ關係アル者ハ一月廿八日ヨリ二月十日マテニ該役場へ申シ出可シ日限経過ノ上ハ他へ公訟致サセ可キ旨告示アリ〔田中千弥日記〕六一一九

小森村では被害にあつた帳簿の処理を次のとおり記録している。

暴民乱入ノ事件ニ付上申

秩父郡小森村（略）

十一月十八日

一暴徒田嶋為三郎方奪取候地券証届書小鹿野分署江古守出頭ス地券証ハ為三郎方江下渡請書可為差出旨を以届書手直し有之二付持返ル：

十一月十九日

田嶋為三郎地券証暴徒奪取役場縁先江持来リ置候事件小鹿野分署江届出候処該券証ハ為三郎方江下渡請書為差出請書相添可届旨古守利七江口達ニ付地券証拾枚田嶋為三郎江相渡請取書取置候：

十一月廿日

暴徒事件取調書并各自届書相添郡役所江出頭 公証割印簿焼棄届ハ県令江向テ何月何日迄ニ戸長役場江届出ヘク旨御布達相成度様書面正副差出ヘク旨被申渡候：

十一月廿二日：

役場備付公証割印簿暴徒焼棄ニ御布告願書十八年一月三十一日限御布告相成度旨書面薄村江托シテ郵送ス：

十二月廿日：

地書建物質入書人公証割印簿焼棄ヒ致候ニ付県令ヨリ達布告来着：

十二月廿二日

郡役所へ出頭薄日尾小モリ^(森)三ヶ村連署ニテ公証割印取扱方向指令ヲ乞フ：(日誌 秩父郡小森村吉田]六一一六〇

六一六四)

一月一八日に金融業者の奪われた地券証を警察から返還され、二〇日に焼き捨てられた公証割印簿の焼棄届の提出を郡役所から命じられ、二二日に役場備え付け公証割印簿焼棄の布告掲載願を県令に提出し、一か月後の一二月二〇日に布告に掲載された。二二日に郡役所に公証割印取扱方向の指令を請求した。事件から二か月経っても処理は完了していない。

埼玉県は二月一二日から焼き捨てられた戸長役場史料について公告を開始した。

〔二月二日〕○管下秩父郡上吉田村戸長役場備置ノ地所質入書人売買譲渡公証割印簿明治二年一月ヨリ全十七年八月廿九日迄ノ分全郡小森村戸長役場備置ノ地所建物質入書人公証割印簿明治十年一月一日ヨリ全十七年七月三十一日迄ノ分及全郡薄村戸長役場備置ノ地所建物質入書人売買公証割印簿明治十年九月ヨリ全十七年十月三十一日迄ノ分何レモ暴徒騷擾ノ際焼失ニ付右公証ニ関係ノモノハ来明治十八年一月三十日限該戸長役場へ申出ヘシ期限経過ノ上ハ一切関係ナキモノトシ他へ公証為取扱候条此旨公告候也

明治十七年十二月

埼玉県(六一一〇三五)

公告したのは公証割印簿だけであり、その滅失した簿冊を明示し、質入、書入の事実があるものは翌八五年一月三〇日までで申告し、それ以後はその事実はなかったものとする旨を公告した。債権者の自主申告により公証割印簿を

復元しようとしたのであり、蜂起して記録史料を焼き捨て、債務の事実を抹殺した秩父事件の成果を全面的に否定し、債権者の利益を擁護するために戸長役場史料の復元をはかったのである。以後、焼き捨ての事実と簿冊名が確定次第、公告を続けた。

(一二月一五日) ○武蔵国秩父郡日尾村聯合戸長役場備置日尾村分地所建物書入質入公証割印簿明治十六年一月一日ヨリ本年九月三十日迄ノ分 全上藤倉村分地所建物書入質入売買公証割印簿明治十七年一月一日ヨリ九月三十日迄ノ分但売買ニ係ル分ハ明治十六年一月一日ヨリ十七年九月三十日迄 全上白久村聯合戸長役場備置白久村ノ分地所建物質入書入公証割印簿明治二年一月ヨリ七年五月迄全十一年二月ヨリ十三年十二月迄全十四年一月ヨリ十六年十二月迄全十七年八月ヨリ十月迄ノ分 全上贄川村分地所建物質入書入公証割印簿明治十二年一月ヨリ十三年七月廿五日迄全十五年一月ヨリ本年七月三十日迄ノ分

右何レモ暴徒騒擾ノ際焼失候旨届出候ニ付右公証ニ関係ノモノハ日尾村藤倉村ハ来明治十八年一月廿八日限日尾村聯合戸長役場白久村贄川村ハ同月三十日限り白久村聯合役場へ可申出右期限経過ノ上ハ一切関係ナキモノトシ他へ公証セシメ候条此旨公告候也

明治十七年十二月

埼玉県(六一〇三五)

(一二月一七日) ○武蔵国秩父郡大宮郷戸長役場備置地所書入公証割印簿明治七年五月一日ヨリ全十年十二月三十日迄ノ分及全十一年九月十九日ヨリ全十一年十一月廿五日迄ノ分 全上地所質入公証割印簿 明治三年七月一日ヨリ全十一年一月廿七日迄ノ分 全上建物書入質入公証割印簿 明治八年十二月ヨリ全十四年四月迄ノ分 右ハ暴徒騒擾ノ際焼失候旨届出候条右公証ニ関係ノモノハ来明治十八年二月十日迄ニ戸長役場へ可申出期限経過ノ上ハ一切関係ナキモノトシ他へ公証為取扱候条此旨公告候也

明治十七年十二月

埼玉県 (六一・一〇三五・一〇三六)

〔一八八五年二月二〇日〕

○管下秩父郡日尾村分地所建物書入質入売買公証割印簿明治十三年一月ヨリ同十五年十二月迄ノ分客年十一月一日暴徒騒擾ノ際焼失ニ付右公証ヲ受ケタル者ハ本年三月廿八日迄ニ該郡日尾村聯合戸長役場へ申出ヘシ 期限経過ノ上ハ他へ公証為取計候条此旨公告候也

明治十八年二月

埼玉県 (六一・一〇三七)

隣接する東京府でも埼玉県同様に公告をした。

〔二月二十五日〕○東京府告示

○東京府乙第百九拾八号：

一 埼玉県秩父郡上吉田村地所質入書入公証割印簿

右明治二年一月ヨリ本年八月二十九日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月三十日迄ニ

該村戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡小森村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右明治十年一月一日ヨリ本年七月三十一日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月三十日

迄ニ該村戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡薄村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右明治十年九月ヨリ本年十月三十一日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月三十日迄ニ

該村戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡日尾村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右明治十六年一月一日ヨリ本年九月三十日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月二十八日迄ニ該村戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡藤倉村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右本年一月一日ヨリ同九月三十日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月二十八日迄ニ該村戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡白久村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右明治二年一月ヨリ同七年五月ニ至ル分同十一年二月ヨリ同十六年十二月ニ至ル分及本年八月ヨリ同十月ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月三十日迄ニ該村戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡贄川村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右明治十二年一月ヨリ同十三年七月廿五日ニ至ル分及同十五年一月ヨリ本年七月三十日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年一月三十日迄ニ該村戸長役場へ申出ヘシ(六一〇三六)

〔二月二十六日〕○東京府告示

○東京府乙第百九拾九号

一 埼玉県秩父郡大宮郷地所書入公証割印簿

右明治七年五月一日ヨリ同十年十二月三十日ニ至ル分及同十一年九月十九日ヨリ同年十一月二十五日ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ明治十八年二月十日迄ニ該郷戸長役場へ申出ヘシ

一同県同郡同郷地所質入公証割印簿

右明治三年七月一日ヨリ同十一年一月二十七日ニ至ル分同上

一同県同郡同郷建物書入質公証割印簿

右明治八年十二月ヨリ同十四年四月ニ至ル分同上

前書之通ニ付期限経過之上ハ他へ公証セシムヘキ筈ニ候条此旨告示候也

明治十七年十二月二十六日

東京府知事芳川顕正

〔三月七日〕○東京府告示…

○東京府乙第五拾壹号

一埼玉県秩父郡日尾村地所質入書入建物書入質公証割印簿

右明治十三年一月ヨリ同十五年十二月ニ至ル分焼失ニ付公証ヲ受ケタルモノアラハ本月二十八日迄ニ該村戸長

役場へ申出ヘシ(六一一〇三七)

村内でも割印簿の復元の努力をしており、大麻生村戸長役場史料と同様に薄村戸長役場に保存している個々の質地証文から質地控帳を復元した。

〔二月二十九日〕戸長暴徒ニ質地扣帳ヲ焼レタ故質ニ取置証文写シテ戸長ノ扣トス故秀藏証文ヲ写ス(木公堂日記)六一二二八)

8 地租改正反対一揆の事例

戸長役場を襲撃し、その史料を焼き捨てた秩父事件以外の事例として三重県の地租改正反対一揆がある。その被害を書き留めた記録に次のとおり報告している。¹¹⁾

十二月廿一日朝風聞ニ暴動伊勢路蜂起致シ三重県乱妨松坂三ツ井店大荒方事起三ツ井土藏迄不残焼失川崎山田迄焼払其許ハ種々之噂美濃路江押移候而ハ戸長所并学校等諸帳面不残為差出其村之旧記等無之様之上と之由ニ而此帳面ニ記置候家屋悉皆焼失為致寔ニ言語ニ絶果候事ニ候：該暴行之所為ヲ推スニ地租御改正ノ帳簿ヲ破布スルヲ(却)目途トシソレニ主任タル区戸長及ヒ地租改正ニ係リ候者等ノ家屋ヲ併セ此ヲ焼捨ルヤ其実全ク各自役儀勤務之故を以て此災害ニ罹ル

戸長役場や学校を襲撃、焼きうちし、そこに保存されていた戸長役場史料も焼き捨てられ、地租改正反対一揆の攻撃目標が地租改正の諸帳簿であり、家屋とともに焼き捨てられたのである。さらに「新版騒動数え歌」に「十五トセ強欲非道な事をする 書類を焼て金も取る」と歌われるほど、記録史料が焼き捨てられたのである。

そのほか戸長役場史料を焼き捨てた記録は多く、帳簿を焼いた跡へ「紀州堀市助帳簿焼払所」と掲示した一団があったといふ。⁽¹²⁾

各地で大区小区扱所、学校をはじめ戸長役場が襲撃され、その史料が焼き捨てられたことを報告している。⁽¹³⁾

凡官ノ名義アル者ハ必ス之ヲ毀チ之ヲ焼ク、故ニ官吏居宅及区戸長・用係・学区取締ノ居宅マテ或ハ毀チ或ハ焼ク、就中大小区扱所ノ帳簿一切之ヲ残サス：村吏扱所ノ諸帳簿器具悉皆取出シ毀焼ス

本日(十二月二日)午前第十時海西郡森田新田ヲ侵シ、地券戸籍并諸帳簿ノ類ヲ焼却ス(同三〇九頁)

明治九年十二月廿二日右百姓共召連レ午前十一時頃海東郡佐屋村ニ到ルニ、百姓共書類ヲ載セイ焼キ残シノ帳簿ナリトテ持来ルニ付、直ニ焼キ棄テサセタリ(大塚源吉口供書「絞首刑の判決」)

〔十二月二六日〕三重県令鎮撫要旨：党与ヲ結び悪計ヲ企テ政庁ニ迫リ強願：必用ノ扱所及諸帳簿マテモ焼棄テ上下多費ノ際更ニ幾層ノ疲弊ヲ来シ：⁽¹⁴⁾

具体的に焼き捨てられた史料が確認できる。⁽¹⁵⁾

一 旧諸帳簿諸書付大約

是ハ上野村扱所ニ匿置候分別紙之通存在ヲ除ノ外悉皆焼失：

一 戸籍帳・地価帳・名寄帳・地押番号帳・御達編冊・活版布告・地所及建物割印帳・経裁編冊・地租改正諸書・戸籍諸事・徴兵諸書、其余緊要之簿冊悉皆

秩父事件とは異なり、地租改正関係書類だけではなく、戸籍、徴兵など明治政府が精力的に進めた諸改革の台帳類を広範に焼き捨てている。しかし、突発的に焼き捨てたようであり、自然発生的な記録史料の焼棄であり、公証割印簿に焦点を絞って焼き捨てた秩父事件の徹底した統制が際だっている。

まとめ

秩父事件における戸長役場史料の焼棄を検討してきたが、次のとおり要約できる。

一、秩父事件では蜂起以前から債務事実を抹殺し、証拠となる金融業者の持つ貸金証書、戸長役場に備え付けている公証割印簿を焼き捨てることを目的に戸長役場襲撃を決定した。

二、金融業者の貸金証書、抵当地券証と、大官郷を除いて戸長役場史料のうち土地売買質入書入公証割印簿を集中的に焼き捨てた。

三、債務事実は戸長役場から上級機関へ進達しているので、債務事実抹殺を完成するためには上級機関を襲撃して関

連する公文書を焼き捨てる必要があり、秩父郡役所を襲撃し公文書を焼き捨てた。しかし、その上級の埼玉県、政府の公文書を襲撃することは軍隊に鎮圧されてできなかったが、事件がさらに拡大すれば襲撃する可能性はあった。

四、そのために参加者は、天皇政府に反抗することを自覚しており、蜂起が破れば処刑されることは承知していた。

五、債務事実の情報を得ている政府、県が襲撃される可能性があり、政府は国家権力の危機であることを認識し、最大限の武力をもって鎮圧した。

山県内務卿は次のとおり、秩父事件は地租軽減、徴兵令改正、学校廃止等を要求し、明治政府の進める政治を全面的に否定していると危機感をもって太政大臣に報告した。

埼玉県下暴徒ノ儀ニ付上申 (略)

明治十七年十一月十一日

内務卿

山県有朋

職印

太政大臣 三条実美殿 (略)

暴徒探偵ノ現況

一 暴徒ノ員数ハ凡ソ千余名ナラント推測ス 尤モ内決死ノ党ハ百名或ハ有ヤ無ヤ (略)

一 地租減額徴兵令改正学校廃止等ヲ口実トスルモノ、如シ

一 警察署分署郡衙裁判所戸長役場或ハ暴発已降悉ク破損又ハ放火セリ 然レ凡諸役員ハ異常ナキカ如シ (略)

(明治十七年「公文録 内務省十一月全 四一七)

六、事件後焼き捨てられた戸長役場史料を復元し、債務事実の確認を行った。秩父事件で要求した負債返済猶予、長期返済、無年期質地請戻などの民衆の伝統的慣行を否定し、近代法的法体系に基づく秩序を回復し、債権者の利益を擁護した。

七、秩父事件では債務事実を証明する記録史料が焼き捨てられたのに対して、地租改正反対一揆では自然発生的な焼棄ではあるが、債務関係史料とともに戸籍、徴兵などに関係する史料を焼き捨て、明治政府が進めた諸改革の成果を総て否定した。

以上の検討から、戸長役場史料は民衆の利益を擁護するのではなく、むしろ民衆の生活を破壊する機能を持ったために、民衆から恨まれる対象であった。個人の契約を重視し、財産を保護する近代的な法体系は、困窮した民衆を救助する伝統的慣行を否定したことに反発して、秩父事件に参加した民衆は債務の事実を証明する書類を中心に焼き捨てた。

さらに戸長役場史料だけではなく、郡、県、国の公文書も襲撃の対象となり、戸長役場史料だけではなく近代の公文書全体が民衆から恨まれる対象であった。

戸長は行政の末端としての機能と共同体の代表者としての機能を併せ持つ過渡的性格であり、その作成、授受し保存する戸長役場史料も国、県、郡の指示に従って作成する史料と、村掟などの共同体を維持するための史料とが含まれた。政府は民衆の伝統的慣行を野蛮な風習として排斥し、文明開化の名のもとに近代化を推進し、そのための諸改革を強行した。江戸時代以来の村を管轄する戸長は共同体の代表者としての性格を保持するとともに、行政の末端としての性格をあわせ持ち、特に大区小区、連合戸長役場などの広域区の区長・戸長は共同体の代表者としての性格を希薄にした。秩父事件の起こった明治一七年は連合戸長制を強化した時期であり、広域区の区長・戸長は行政の末端としての性格を強め、その作成する史料も行政遂行の性格を強めた。さらに郡、県、国には共同体の代表の性格はなく、行政の機能しかなかった。民衆にとっては共同体維持のための史料は必要であるが、伝統的慣行を否定する行政

遂行の史料は生活破壊を保証するものと認識したのであり、戸長役場史料はその一部であるが、郡、県、国の史料はすべて行政遂行の史料であり、焼き捨てるべき対象となったのである。

秩父事件では焼棄は債務関係史料だけであつたが、地租改正反対一揆ではすべての行政遂行史料を民衆支配の史料と認識し、焼き捨てたのである。伝統的慣行と近代的改革との過渡期における民衆の記録史料認識といえる。

こうした民衆の記録史料認識に対して、政府は国民を統合し、文明開化を推進し、軍隊を維持し、教育を普及し、租税を確実に徴収する行政遂行のためには、記録史料の保存は不可欠と認識し、滅失した史料の復元をはかつたのである。公文書の保存は不可欠であるが、民衆に公開する必要性は認めていない。公開することにより焼き捨てられることを危惧したのである。政府と民衆との記録史料認識のずれがわが国で文書館制度が普及しなかつた基本的理由と考えられる。

政治的中間層の豪農は、松方デフレ期、地方制度についての明治十七年の改正から、明治憲法体制成立の過程で近世後期以来追求した自生的改革が挫折し、政府の近代化政策に協力し、その枠内で地域の発展を追求する地方名望家に転身し、民衆の要求は否定し、政府に記録史料公開を要求することはしなかつた。⁽¹⁷⁾日仏の近代化の相違点である。秩父事件と地租改正反対一揆とのわずかな事例で、民衆の史料認識を検討したが、さらに事例を収集して民衆と記録史料について検討を深めていきたい。

注

(1) 「記録管理と文書館」全史料協、一九八七年、外

(2) 三浦周行「日本史の研究」新輯三、岩波書店、一九八二

年

録史料の管理と文書館」北海道大学図書刊行会、一九九

六年)

(3) 青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料

館」・「文書館」の設置」(安藤正人・青山英幸編「記

- (4) 立川孝一「歴史意識の変容と文書館の制度」(歴史人類学会編「公民国家とアーカイブズ」、日本図書センター、一九九九年)
- (5) 埼玉県地方課編「埼玉県市町村合併史」上巻、埼玉県、一九七〇年
- (6) 井上幸治・色川大吉・山田昭次編「秩父事件史料集成」第二巻、五〇四頁、二玄社、一九八九年。なお、異体字は常用漢字に改めた。
- (7) 「暴徒約定書」は、「時事新報」一一月二二日号、六一四五〇、「東京絵入新聞」一一月二三日号、六一六九七、「絵入自由新聞」一一月二三日号、六一五八八、「絵入朝野新聞」一一月二五日号、六一五五一、「信濃毎日新聞」一一月二六日号、六一七四七、「下野新聞」一一月一六日号、六一七八九、「日本立憲政党史新聞」一一月一八日号、六一八四二、「土陽新聞」一一月二〇日号、六一〇一八にもある。
- (8) 同記事が「絵入朝野新聞」一一月二四日号、六一五五三、「絵入自由新聞」一一月二三日号、六一五九〇にある。
- (9) 長野県編「長野県史」近代史料編第三巻(一)、長野県史刊行会、一九八三年、七四頁にもある。
- (10) 長野県編「長野県史」近代史料編第三巻(二)、長野県史刊行会、一九八三年、六三頁、六八頁
- (11) 美濃国多気郡志津村高木家文書、明治一〇年「兇徒一件諸願」(国文学研究資料館史料館編「戸長役場の史料」史料叢書第四巻、名著出版、二〇〇〇年、史料番号三七、二五八―二六〇頁)
- (12) 大江志乃夫「明治国家の成立」二二三頁
- (13) 「三重県史」資料編近代一、二九五頁、三六六頁、一九八七年
- (14) 同編さん委員会編「松阪市史」第一四巻、三〇頁、一九八二年
- (15) 同三三〇頁
- (16) 稲田雅洋「日本近代社会成立期の民衆運動」筑摩書房、一九九〇年、鶴巻孝雄「近代化と伝統的民衆世界」東京大学出版会、一九九二年
- (17) 丑木「地方名望家の成長」柏書房、二〇〇〇年

